

島根地域における 原子力防災の取組について

内閣府（原子力防災担当）

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

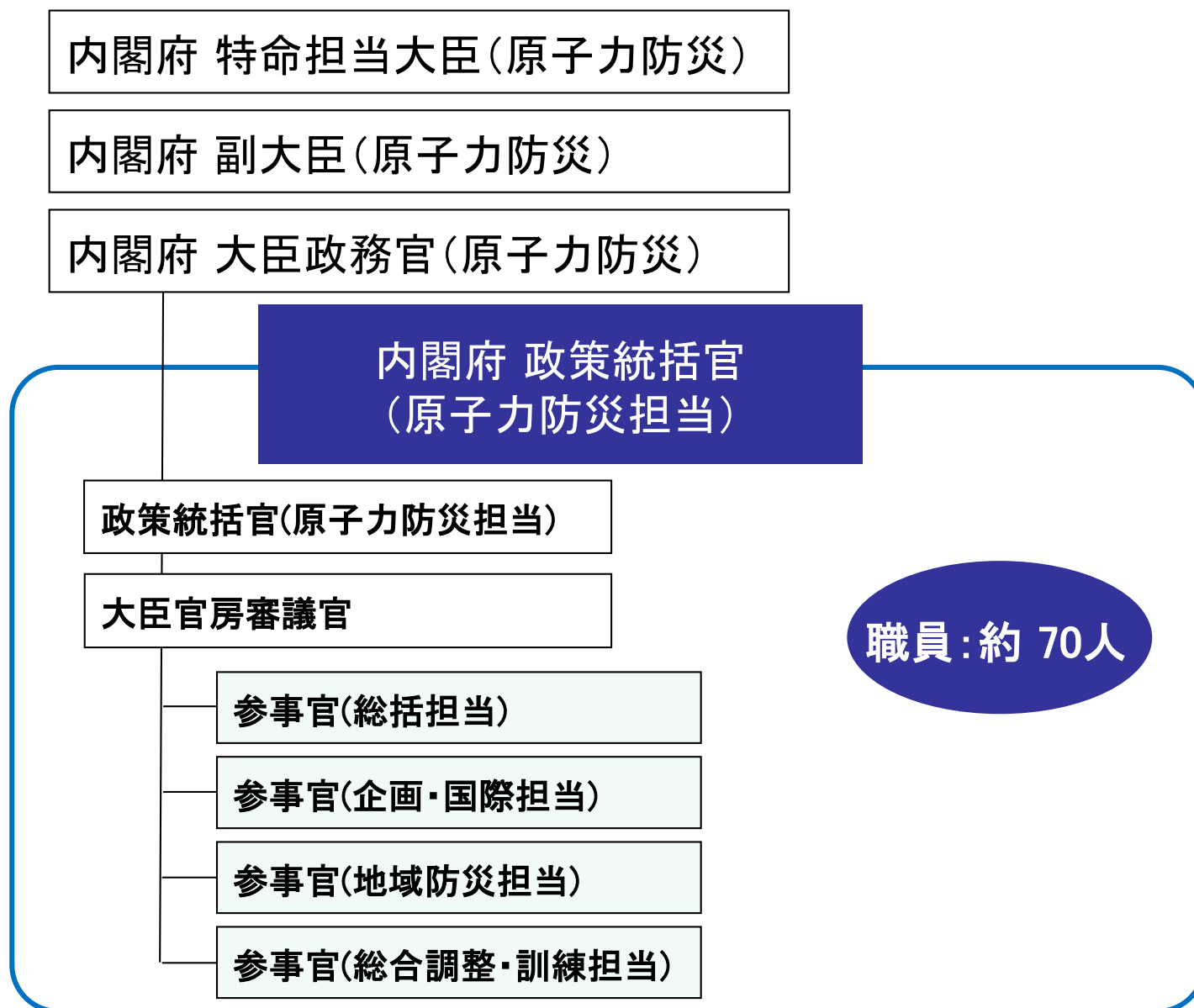
1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯

3. 島根地域の緊急時対応

4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

◆内閣府(原子力防災担当)の組織は平成26年10月14日に発足



1. 地域防災計画の充実に向けた対応

◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

→ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中

島根地域原子力防災協議会の構成員等：関係府省庁（指定職級）、島根県副知事、鳥取県副知事、関係6市、中国電力

2. 関係道府県への財政的支援

◆放射線防護のための対策等について必要な財政的支援を実施

→ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

自治体が行う防災活動に必要な資機材（放射線測定器、防護服等）の整備 等

→ 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業

避難をより円滑に実施するためのモデル実証事業

→ 放射線防護対策等事業

即時避難の困難な要配慮者が屋内退避するための施設に対する放射線防護対策事業 等

3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練の支援、防災業務関係者への研修

◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施

→ 令和元年度は島根原子力発電所を対象に実施

◆ 自治体が行う原子力防災訓練を支援

◆ 自治体職員等の防災業務関係者への研修を実施

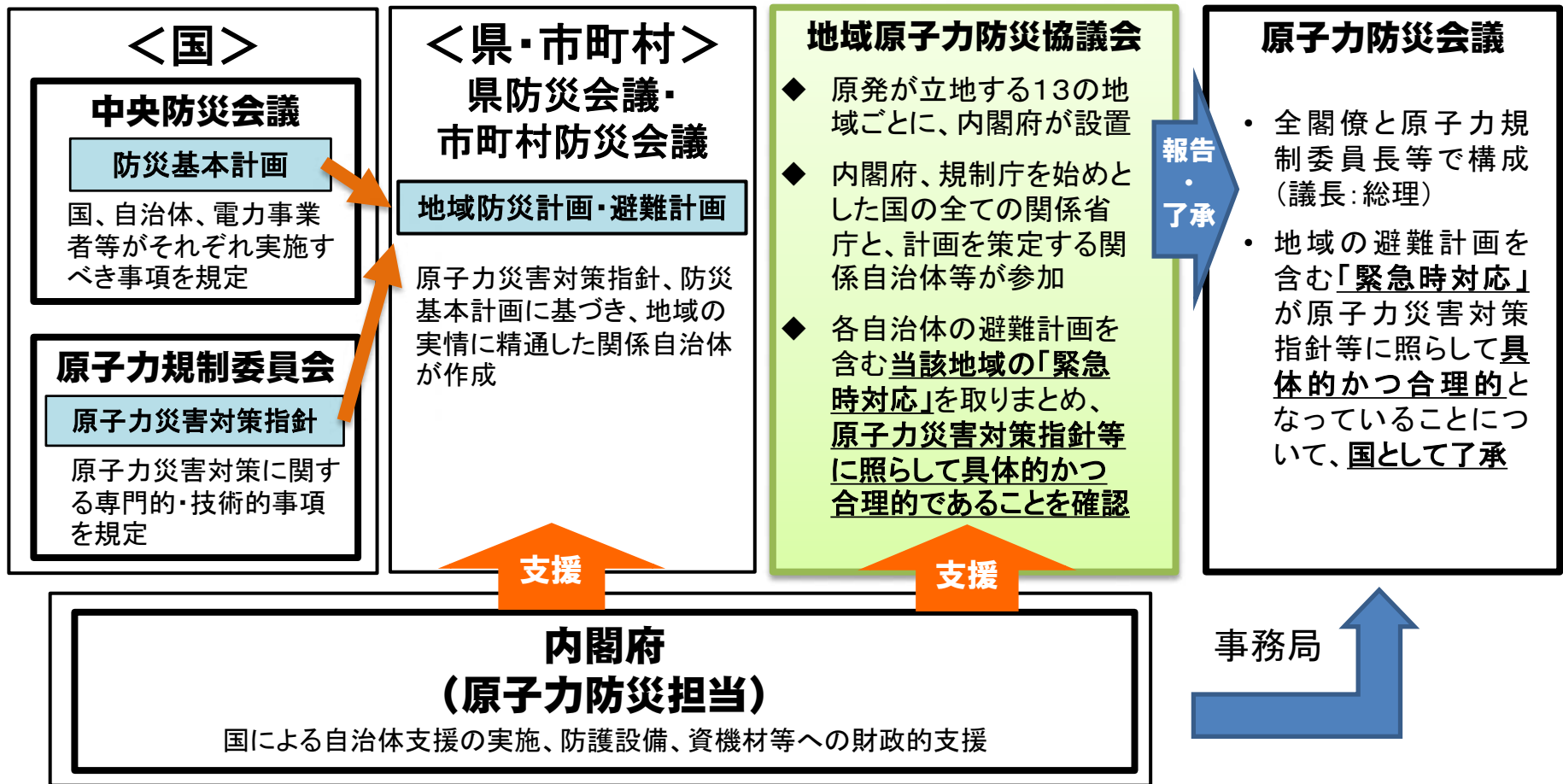
1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯

3. 島根地域の緊急時対応

4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

2-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



<国による自治体支援の具体的内容>

- ・計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- ・緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- ・関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- ・一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

2-2 「島根地域の緊急時対応」の取りまとめ

- 令和3年7月30日、島根地域原子力防災協議会において、関係府省庁、島根県、鳥取県、関係6市等により、避難計画を含む島根地域の緊急時における対応（「島根地域の緊急時対応」）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認。同年9月7日、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）で報告・了承。

検討経緯

島根地域原子力防災協議会 作業部会

- ・基本構成員：関係府省庁、自治体の担当者
- ・平成27年3月26日～令和3年7月29日（計33回開催）

島根地域原子力防災協議会

- ・基本構成員：各府省庁指定職級、副知事（関係市や電力事業者がオブザーバー参加）
- ・令和3年7月30日 開催

原子力防災会議

- ・議長：内閣総理大臣
- ・構成員：全ての国務大臣、原子力規制委員長、内閣危機管理監 等
- ・令和3年9月7日 開催



目次	
1. はじめに	P. 3
2. 島根地域の概要	P. 5
3. 緊急事態における対応体制	P. 10
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P. 22
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P. 36
6. UPZ内における対応	P. 50
7. 冷却告示の対象である1号機に係る対応	P. 92
8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P. 96
9. 緊急時に「リグ」の実施体制	P. 110
10. 原子力災害時の医療等の実施体制	P. 120
11. 実動組織の支援体制	P. 132

(注) 本資料の地図は、(C)2021年現在、国土地院院図に基づいて作成。



原子力災害対策指針とは

福島第一原発事故の教訓や国際基準等を踏まえ、原子力災害対策に関する専門的・技術的事項について原子力規制委員会が策定したもの

原子力災害時における放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

- 原子力災害が発生した場合には、原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要
- 基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特にPublication109、111やIAEAのGSR Part7等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要

【原子力災害対策指針から抜粋】



主な内容

原子力災害対策重点区域の範囲の設定

- ◆ PAZ(予防的防護措置を準備する区域): 原子力発電所から概ね半径5Km圏内
- ◆ UPZ(緊急防護措置を準備する区域): 原子力発電所から概ね半径30Km圏内

緊急時の住民防護措置実施の判断基準の設定

- ◆ 原子力施設の状態等に基づく、三段階の緊急事態区分
その区分を判断する基準として、EAL(緊急時活動レベル)を設定
- ◆ 緊急時モニタリング実施とOIL(運用上の介入レベル)による避難等の実施

○PAZ:Precautionary Action Zone

「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径5km圏内。

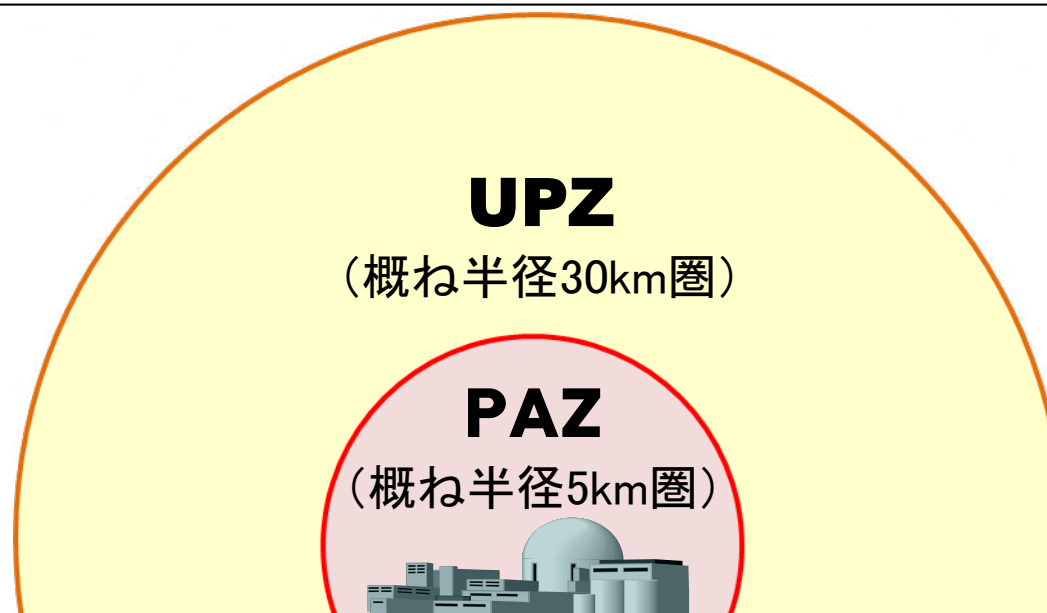
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ:Urgent Protective action planning Zone

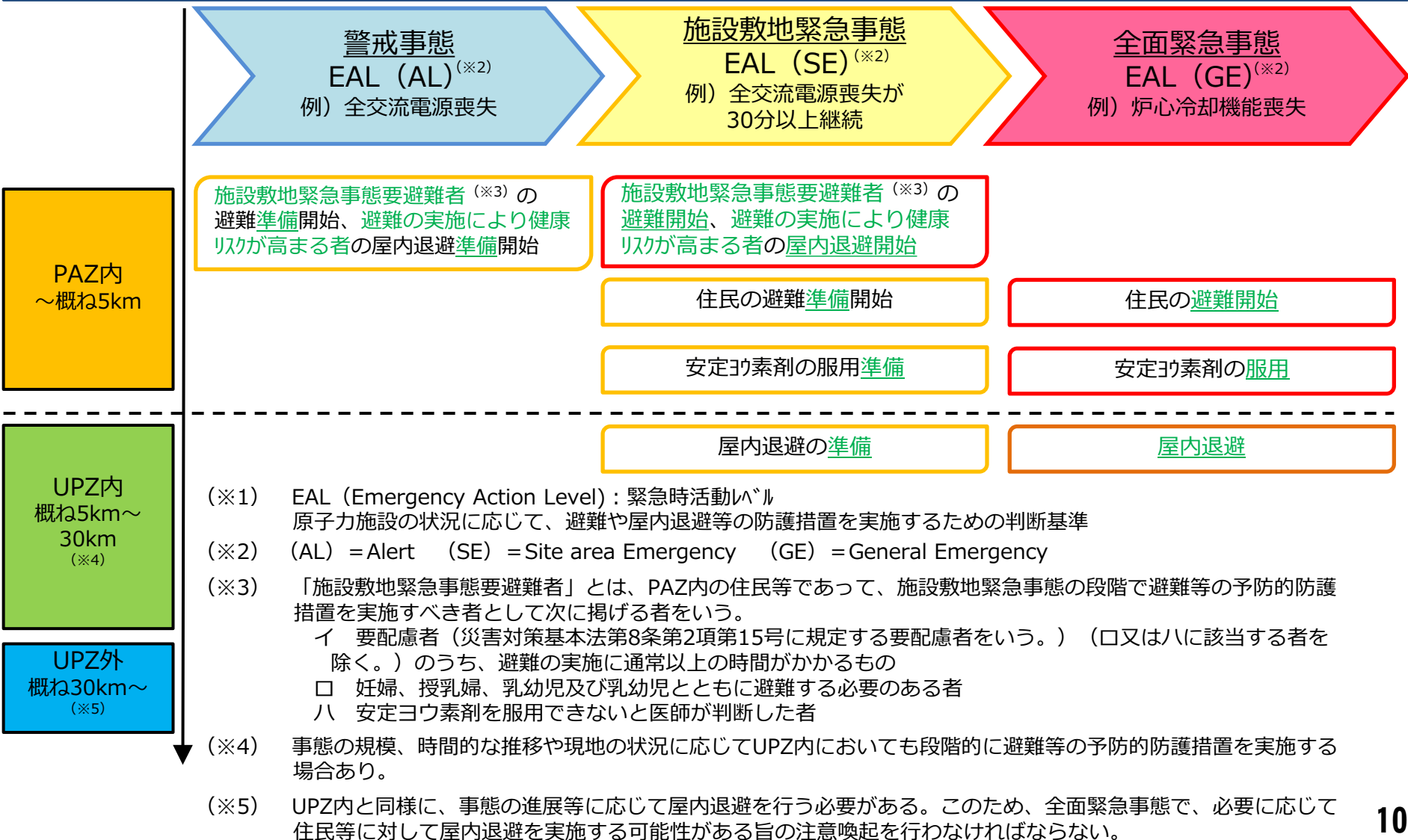
「緊急防護措置を準備する区域」

PAZの外側の概ね半径30km圏内。

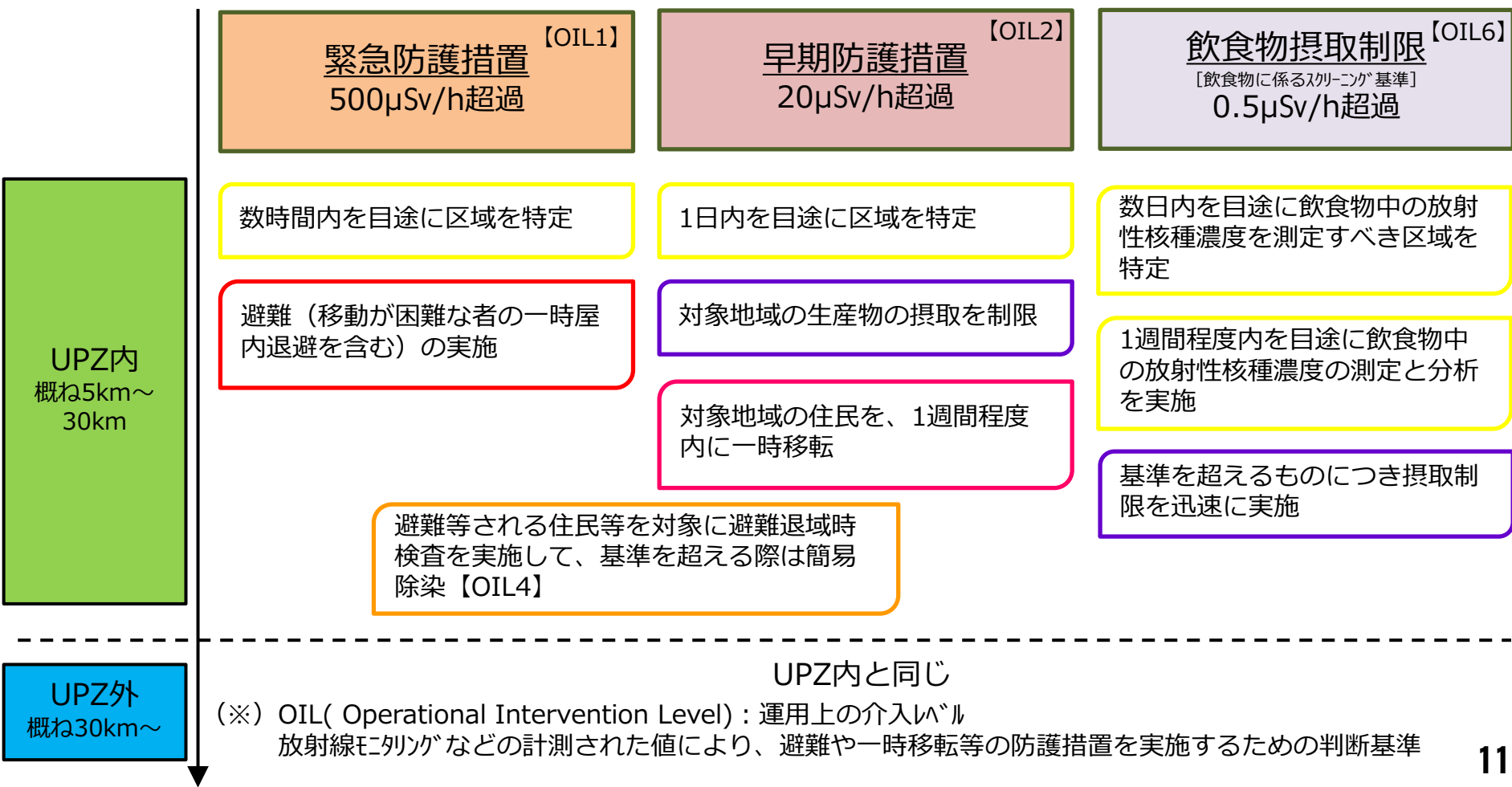
- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。



- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



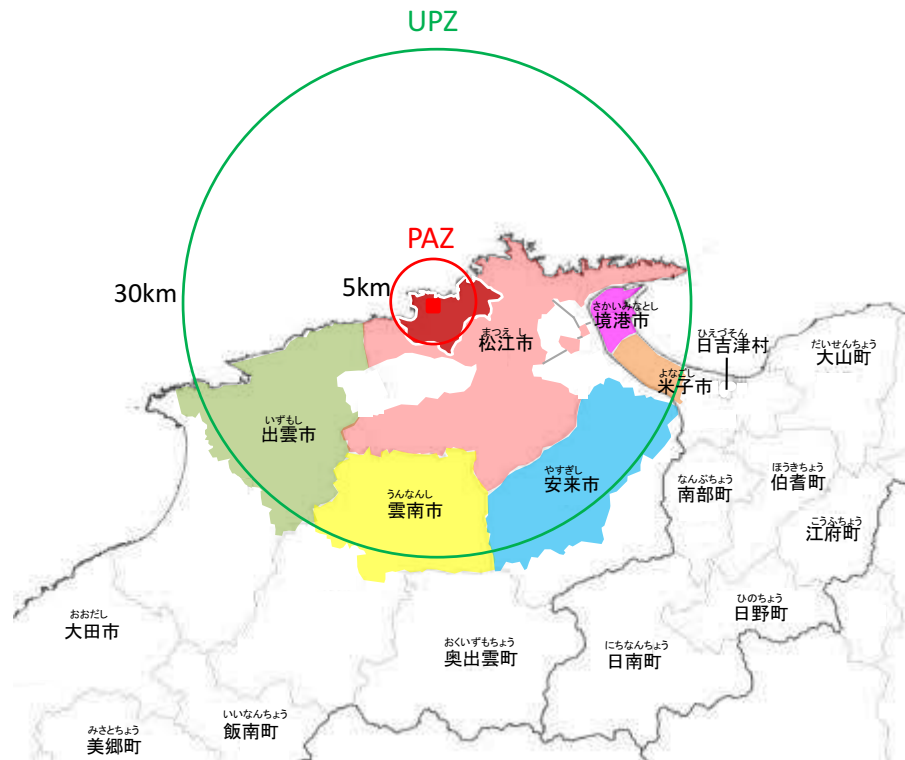
- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

3-1 島根地域の原子力災害対策重点区域の概要

- 島根地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は457,496人(令和2年12月末現在)。
- PAZ内の人口は9,487人。UPZ内の人口は関係6市448,009人。



出典: 地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市(松江市) 住民数:9,487人※

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

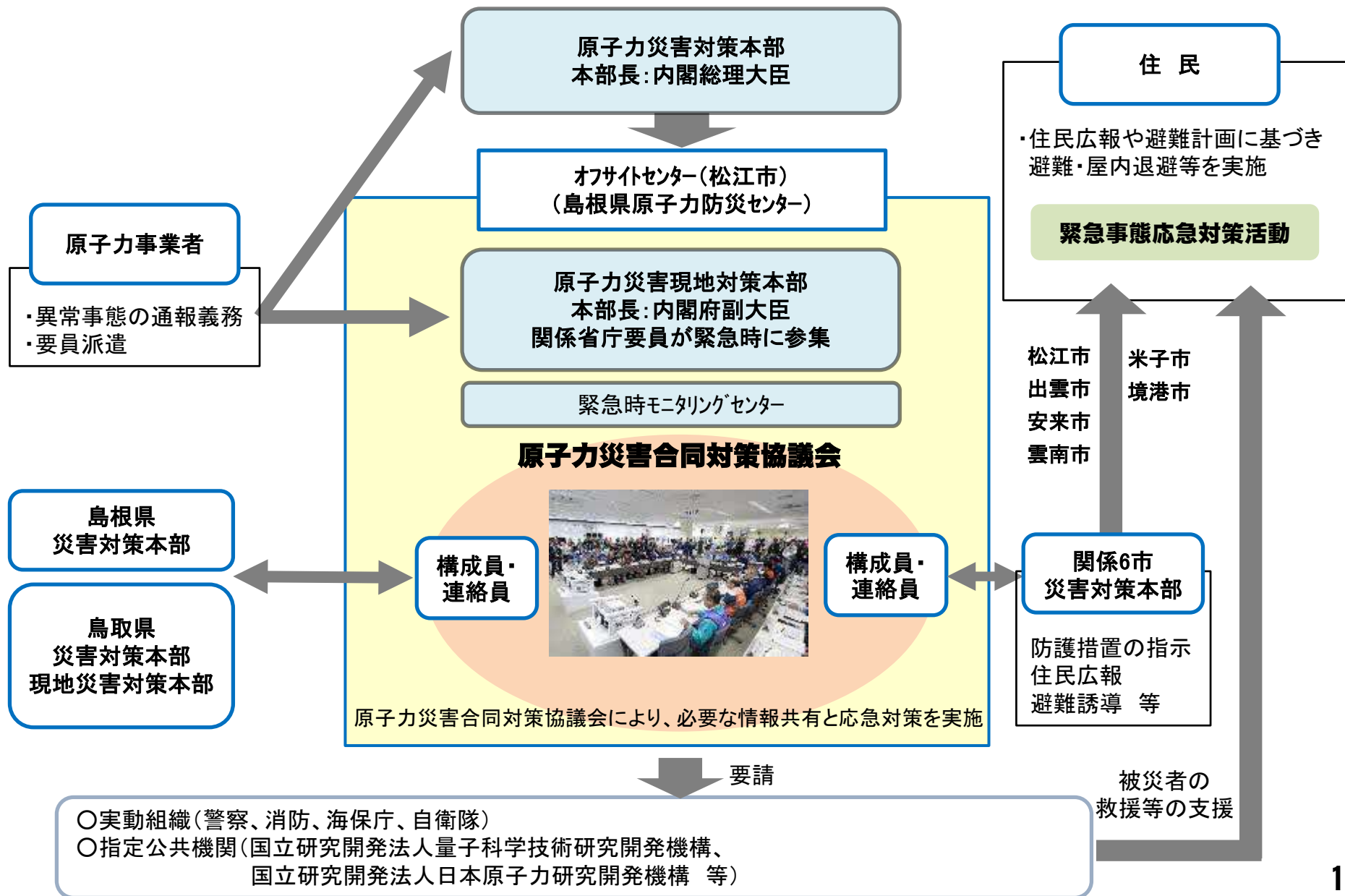
⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

6市

(島根県:松江市、出雲市、安来市、雲南市
鳥取県:米子市、境港市)

住民数:448,009人※

※令和2年12月末時点



3-3 島根県、鳥取県及び関係市の対応体制

- 警戒事態では、島根県は対策会議、鳥取県は災害警戒本部、松江市は原子力事故対策会議を開催又は設置し、関係市も同様の体制の設置又は連絡体制を確立。
- 施設敷地緊急事態では、島根県、鳥取県及び関係6市は、それぞれ災害対策本部に移行。
- 警戒事態では、要員参集、情報収集・連絡体制を構築、住民等に対する情報提供を始め、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。

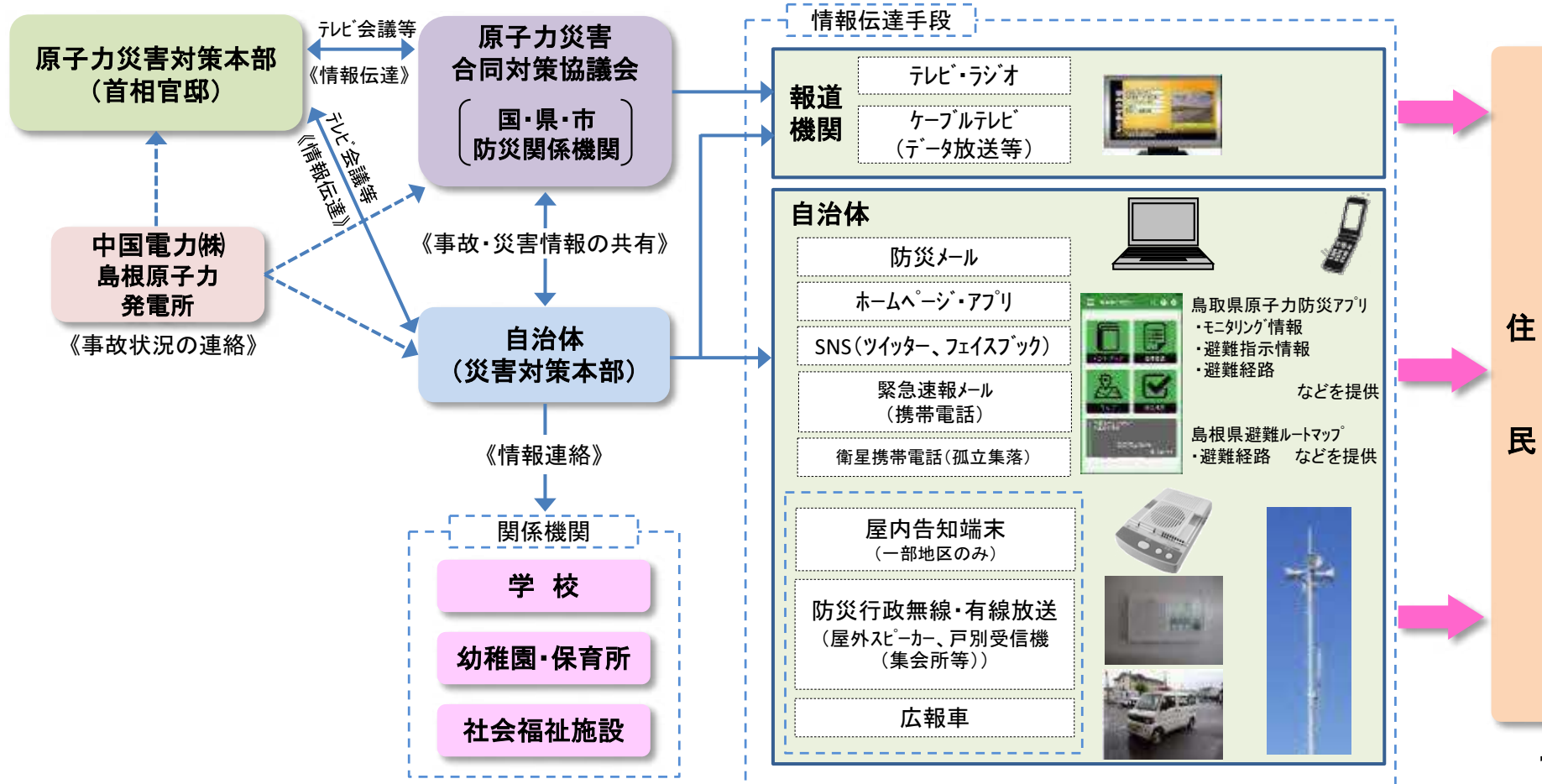


-
- The diagram illustrates disaster communication systems. At the top, a title reads: <一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合> (When general lines and dedicated communication lines are unusable). It shows a network of satellites and ground stations. Key components include:
 - 統合原子力防災ネットワーク 衛星回線** (Integrated Nuclear Disaster Prevention Network Satellite Line): A blue line connecting a satellite to the **原子力災害対策本部等の国の機関** (National organs such as the Nuclear Emergency Response Headquarters).
 - 地域衛星通信ネットワーク** (Regional Satellite Communication Network): A green line connecting a satellite to the **島根県庁** (Shimane Prefectural Office) and **鳥取県庁** (Tottori Prefectural Office).
 - 中央防災無線** (Central Disaster Prevention Radio): A yellow line connecting a satellite to the **衛星携帯電話** (Satellite mobile phone) and the **自衛隊部隊** (Self-Defense Forces units).
 - 衛星携帯電話** (Satellite mobile phone): A red line connecting a satellite to the **自衛隊部隊** (Self-Defense Forces units).
 - 防災行政無線ネットワーク (地上系・衛星系)** (Disaster Prevention Administration Radio Network (Terrestrial and Satellite Systems)): A large pink oval containing:
 - 防災ヘリコプター** (Disaster Prevention Helicopter): Connected to the **衛星車載局** (Satellite vehicle-mounted station) and **移動局 (公用車等) ※地上系のみ** (Mobile station (public vehicles, etc.) ※Terrestrial system only).
 - 衛星車載局** (Satellite vehicle-mounted station): Connected to the **移動局 (公用車等) ※地上系のみ** (Mobile station (public vehicles, etc.) ※Terrestrial system only).
 - 移動局 (公用車等) ※地上系のみ** (Mobile station (public vehicles, etc.) ※Terrestrial system only): Connected to the **衛星車載局** (Satellite vehicle-mounted station).
 - 島根県庁** (Shimane Prefectural Office): Connected to the **地域衛星通信ネットワーク** (Regional Satellite Communication Network).
 - 鳥取県庁** (Tottori Prefectural Office): Connected to the **地域衛星通信ネットワーク** (Regional Satellite Communication Network).
 - 関係市** (Related cities): Connected to the **中央防災無線** (Central Disaster Prevention Radio).
 - 消防機関** (Firefighting organizations): Connected to the **中央防災無線** (Central Disaster Prevention Radio).
 - 自衛隊部隊** (Self-Defense Forces units): Connected to the **中央防災無線** (Central Disaster Prevention Radio) and the **衛星携帯電話** (Satellite mobile phone).

3-5 住民への情報伝達体制

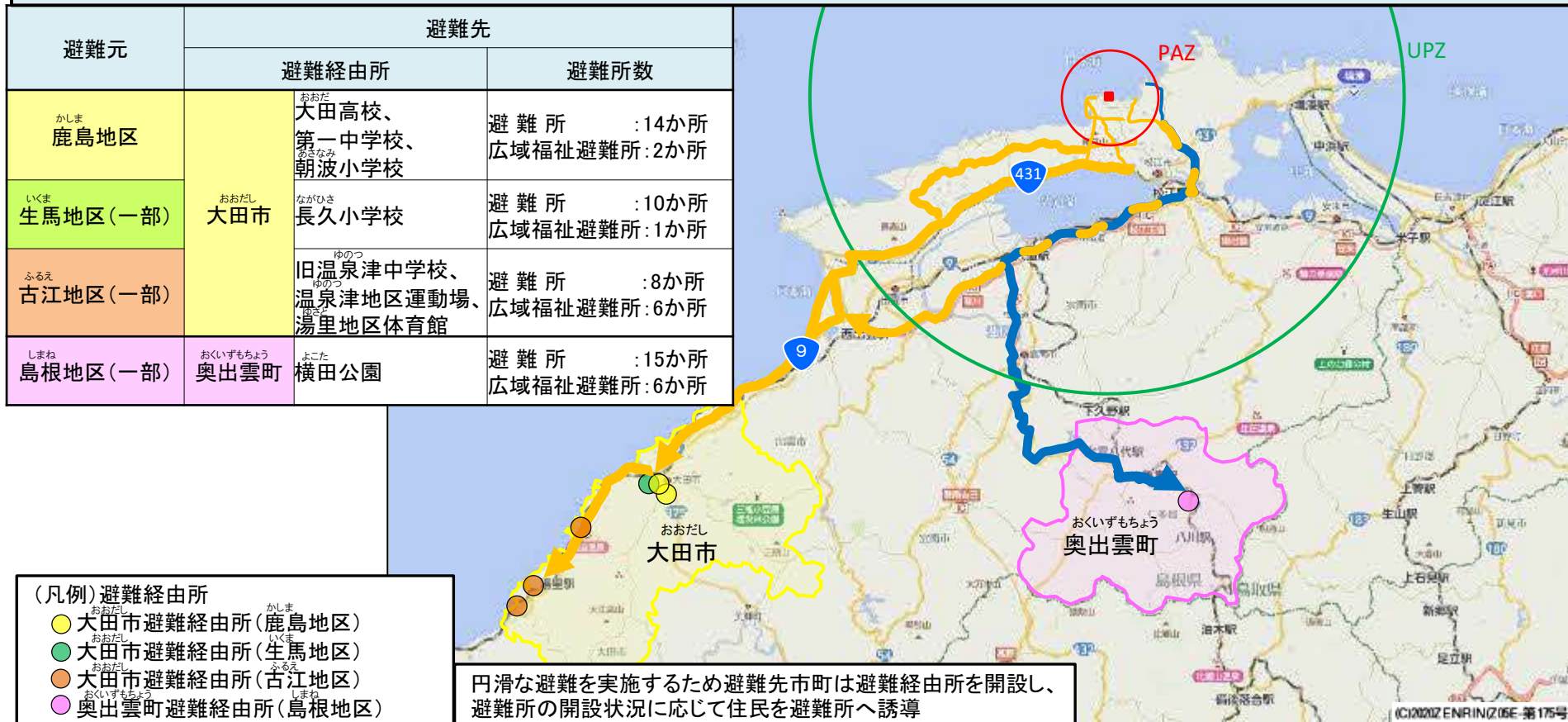
- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。
- 音声情報・文字情報を組み合わせ、障がい者、外国人、観光客等の要配慮者への情報伝達に配慮。

※ 災害時における報道・放送の要請に関する協定をNHK、民放、ケーブルテレビ、ラジオ放送及び新聞の各社と締結済み（島根県、鳥取県）



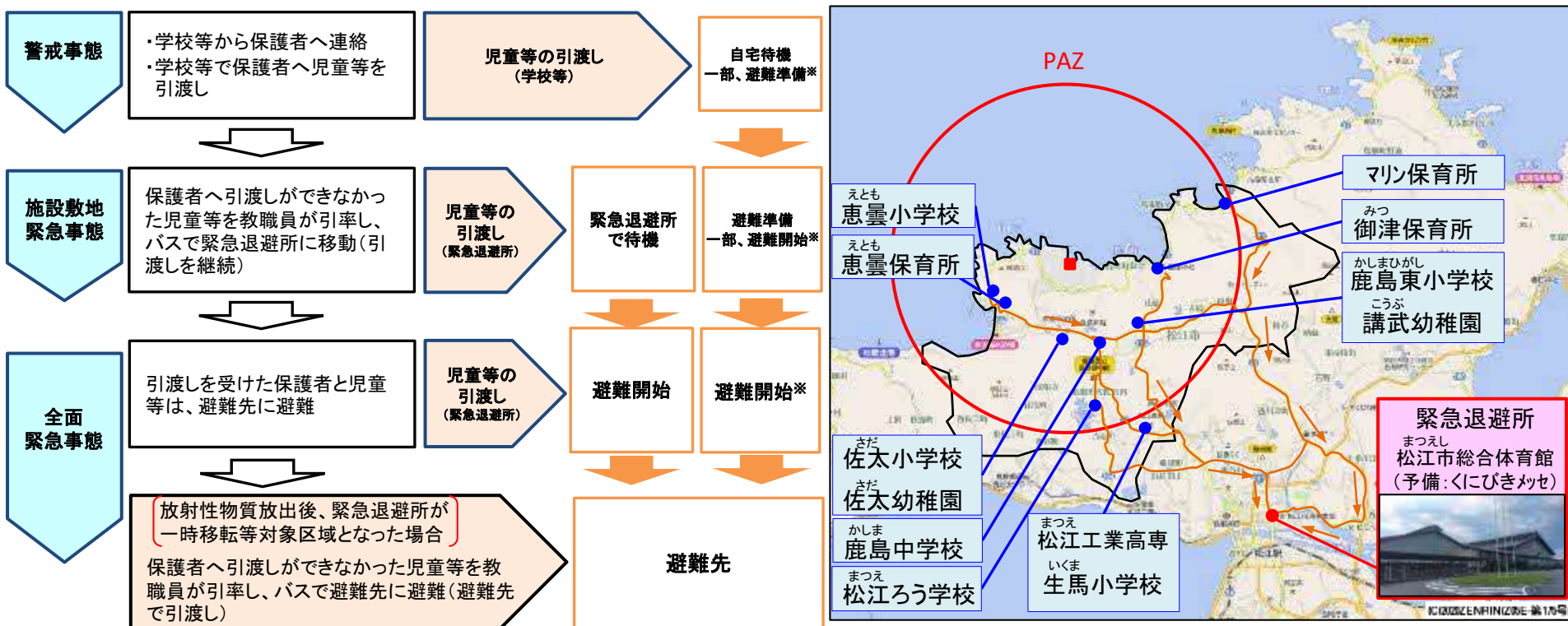
3-6 PAZ内における防護措置の考え方

- 施設敷地緊急事態となった場合には、要避難者については、避難を開始。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において屋内退避。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。
- 全面緊急事態となった場合には、住民は避難を開始。
- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に必要となるバス、福祉車両については、必要数を把握するとともに、島根県内のバス会社等が保有する車両により必要な車両数を確保。



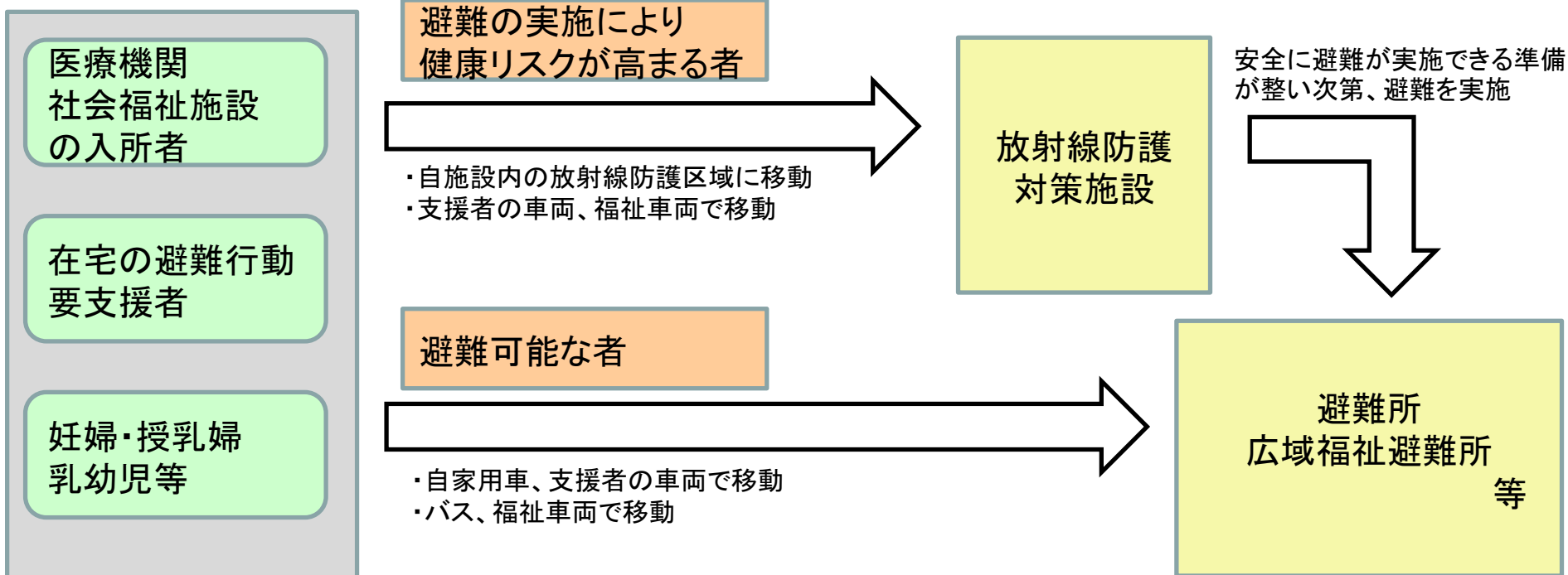
3-7 PAZ内の学校の児童等の避難

- PAZ内の学校・保育所等は、警戒事態で、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等を保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で、教職員等とともに自治体が手配するバスで移動し、PAZ外の緊急退避所で保護者に引き渡す。
- 全面緊急事態で、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。



※フローのうち、警戒事態で保護者へ引渡した保育所・幼稚園の児童については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。

- 医療機関や社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者については、施設敷地緊急事態に至った時点で、避難等の予防措置を実施。
- 具体的には、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
- 避難可能な者は、自家用車や支援者の車両、バス、福祉車両により、避難所や広域福祉避難所へ避難を実施。



(イメージ)

要配慮者や住民等の屋内退避施設、緊急時の現地の対策拠点施設等に対する放射線防護対策は、施設の形態、規模等により異なる。

非常用発電設備 燃料小出槽

商用電源が喪失した場合においても陽圧化装置等を稼働するための非常用発電設備。



差圧計

屋内の空気圧を測定することにより、陽圧化装置の稼働状況を把握。



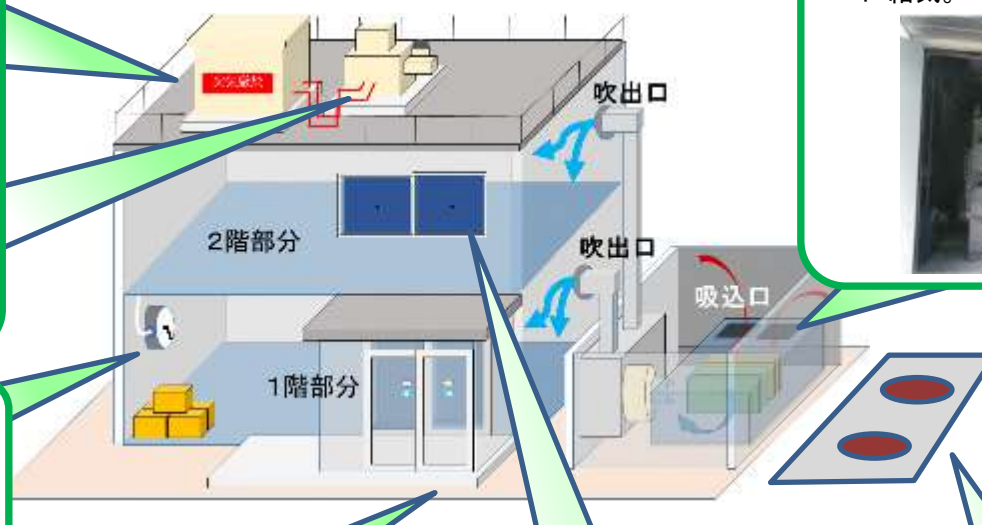
気密性の確保

玄関出入口の二重扉化や壁及び窓枠等の補強。



陽圧化装置

- ・プレフィルターで砂塵等を除去。
- ・メインフィルター（HEPA・活性炭）で放射性セシウムや放射性ヨウ素等を除去。
- ・上記処理後の清浄な空気を施設内に給気。



地下燃料タンク

非常用発電機稼働用



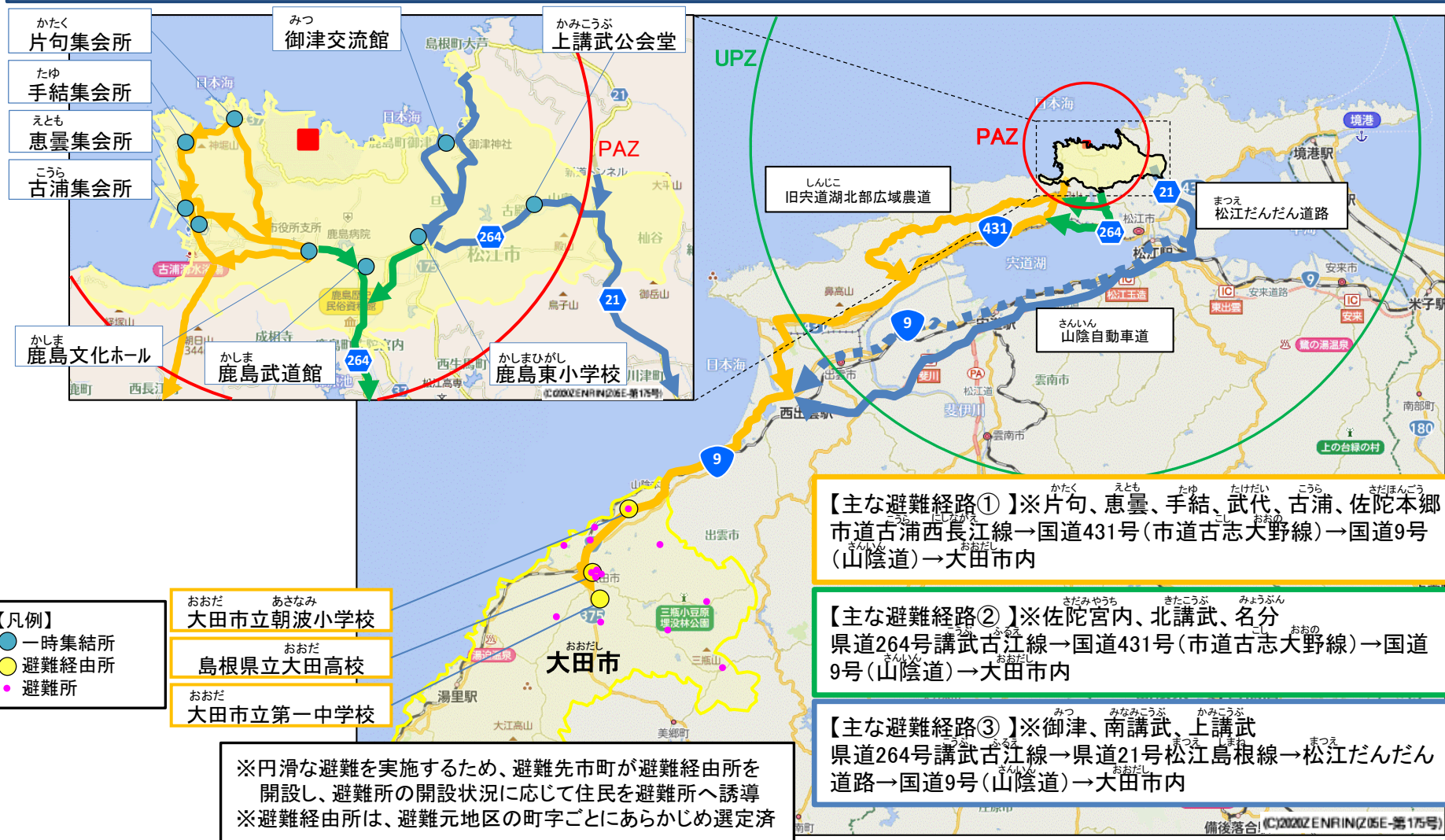
3-10 PAZ内及びその周辺の放射線防護対策施設の設置状況

- これら施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約1,400人収容可能。
- 屋内退避のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。

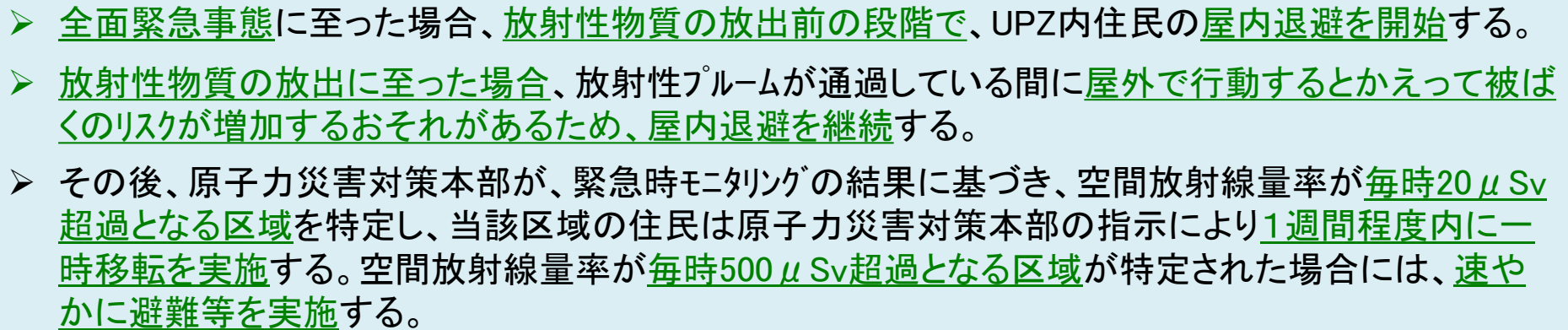


3-11 PAZ内から避難先までの主な経路（鹿島地区の例）

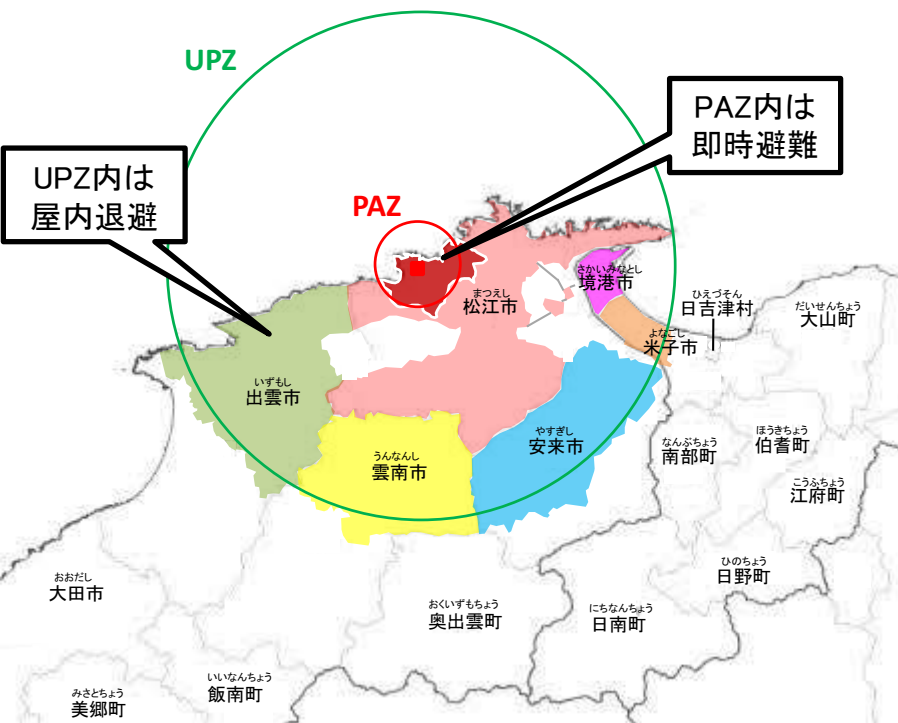
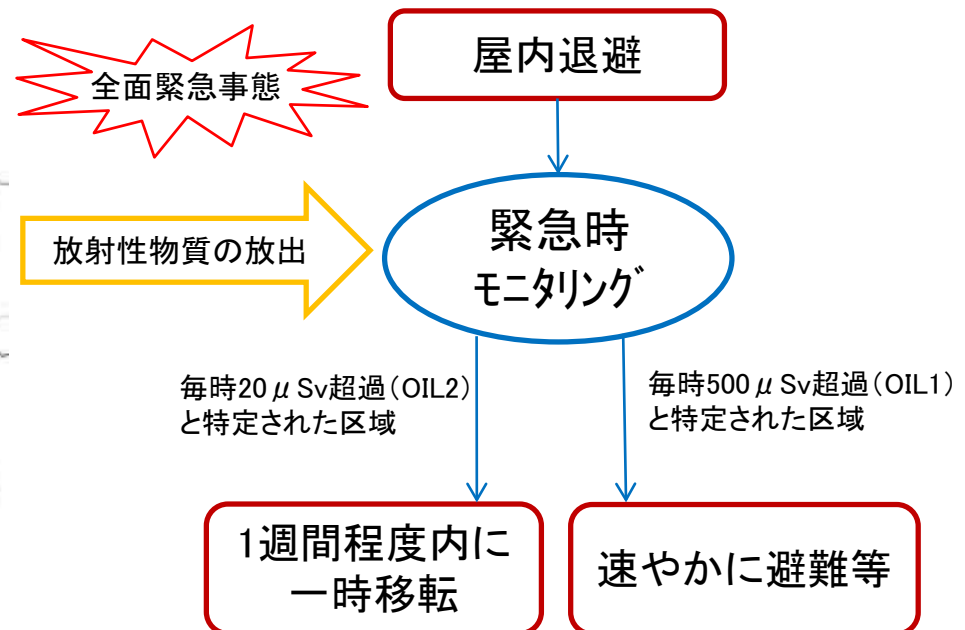
- 住民を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、バスにて避難を実施。



3-12 UPZ内における防護措置の考え方



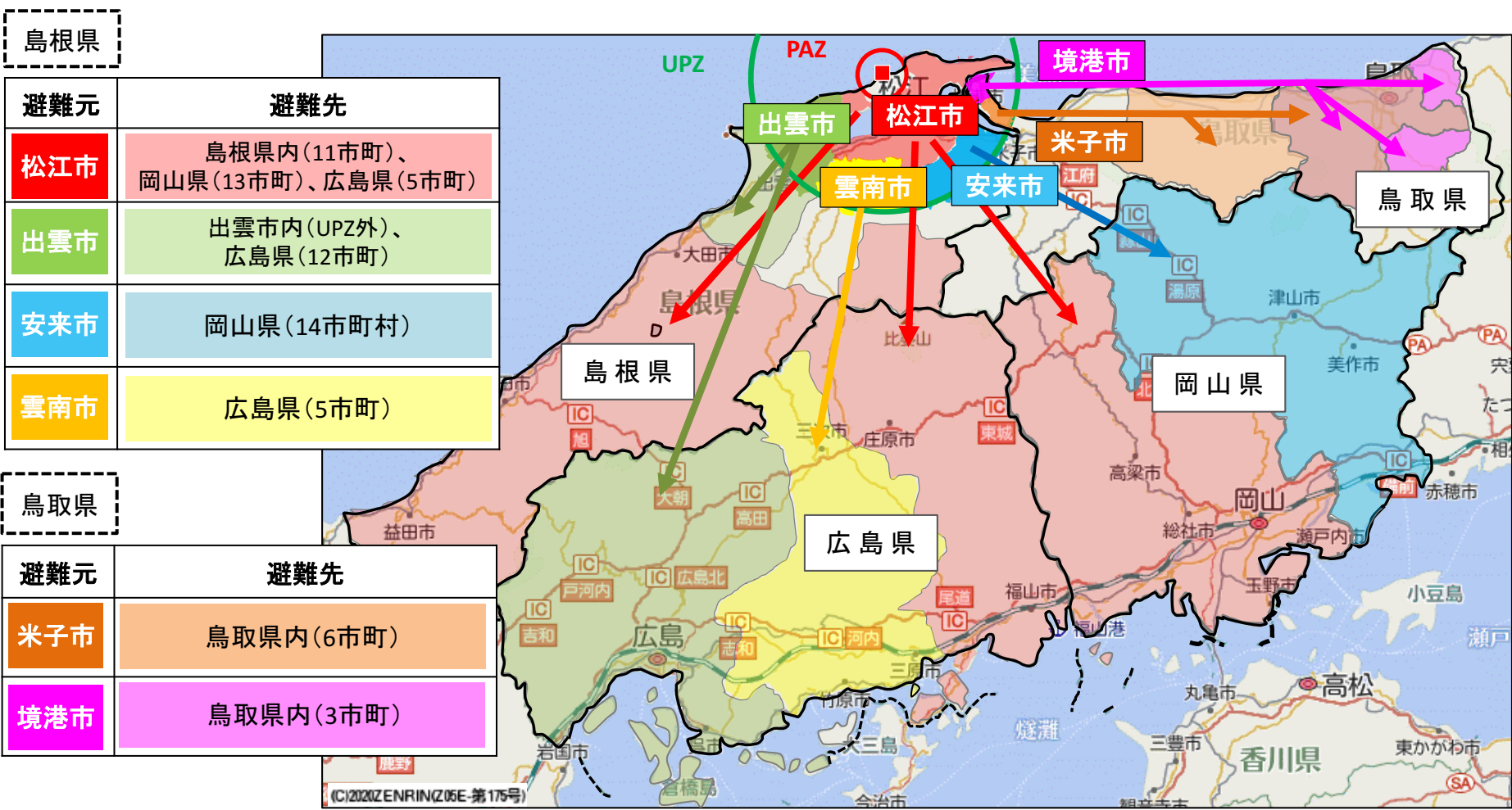
UPZ内の防護措置の基本的な流れ



出典：地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

3-13 UPZ内の住民の一時移転等

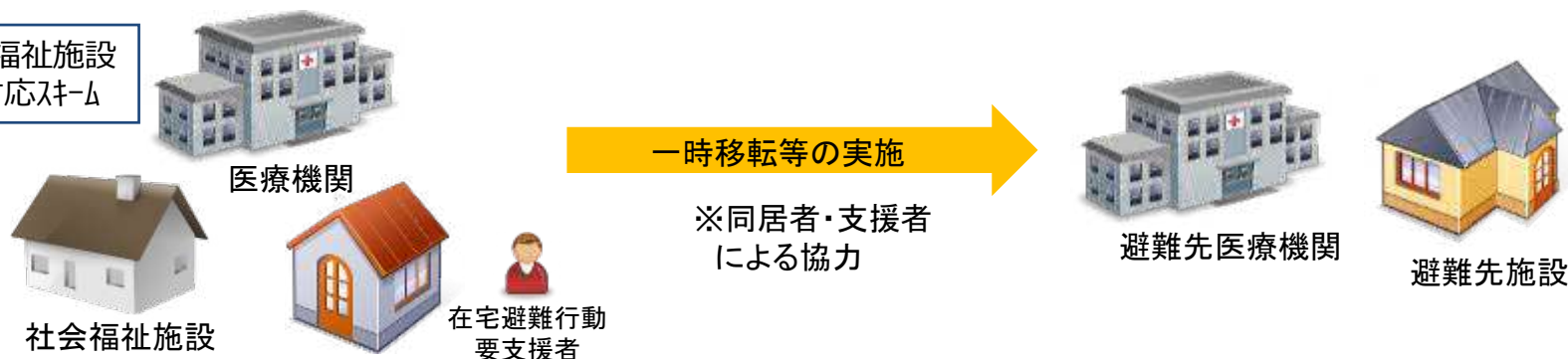
- UPZ内関係市の避難計画等に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、他の避難先の調整を行う。



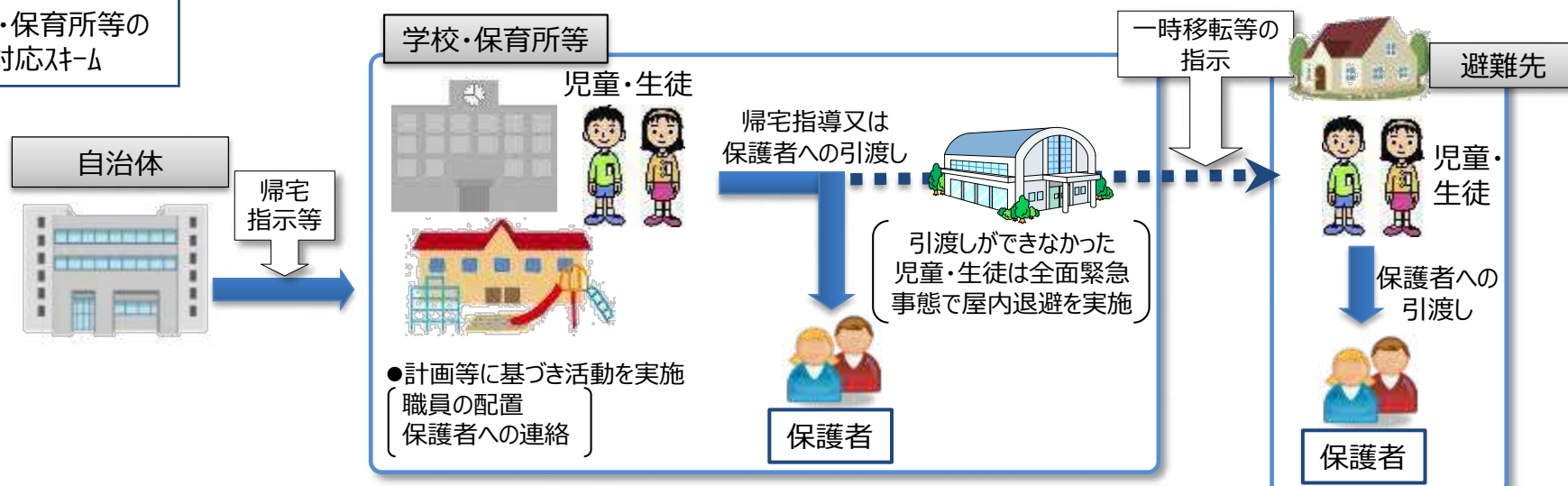
3-14 UPZ内における医療機関や社会福祉施設の入所者、 在宅の避難行動要支援者、学校の児童等への対応について

- 全面緊急事態で屋内退避を実施。一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の入所者については、県が関係機関と調整した避難先へ移動。社会福祉施設の入所者については、あらかじめ定めた広域福祉避難所へ移動。在宅の避難行動要支援者については、避難先自治体が準備した避難先へ移動。
- 学校の児童等は警戒事態又は施設敷地緊急事態の段階で帰宅、もしくは保護者への引渡しを開始し、引渡しができなかった児童等は、全面緊急事態で屋内退避を実施。

医療機関、社会福祉施設 の入所者等の対応スキーム



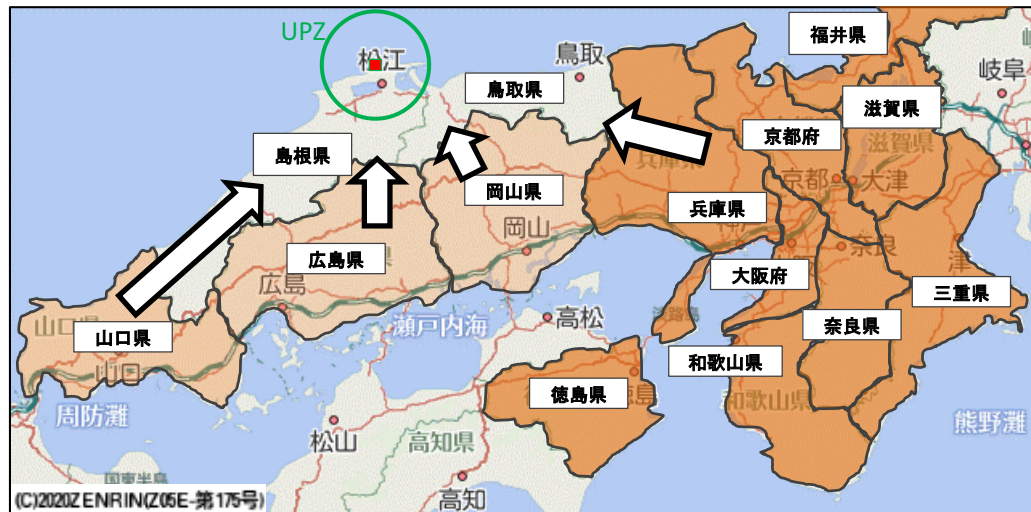
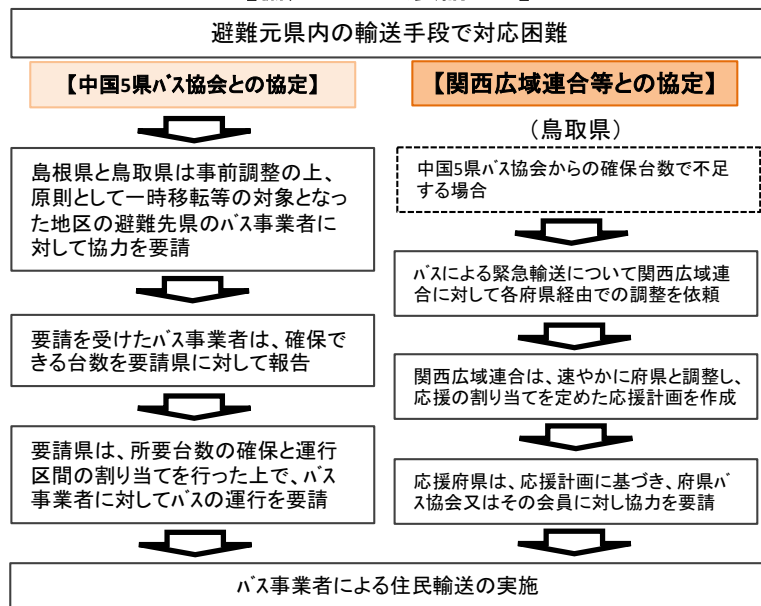
学校・保育所等の 対応スキーム



3-15 UPZ内の一時移転等に必要な輸送能力の確保

- UPZ内で一時移転等が必要となった場合には、島根県、鳥取県が県内のバス会社や協定を締結している中国地方の各県等のバス会社から輸送手段を調達。
- 島根県や鳥取県が確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保。

【協定に基づく要請フロー】



(令和2年8月時点)

府県名	(島根県)	(鳥取県)	岡山県	広島県	山口県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県
保有台数(台)	681	510	1,455	2,806	1,089	897	1,331	949	2,392	5,254	3,985	1,004	721	623
			計 5,350			計 17,156								

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

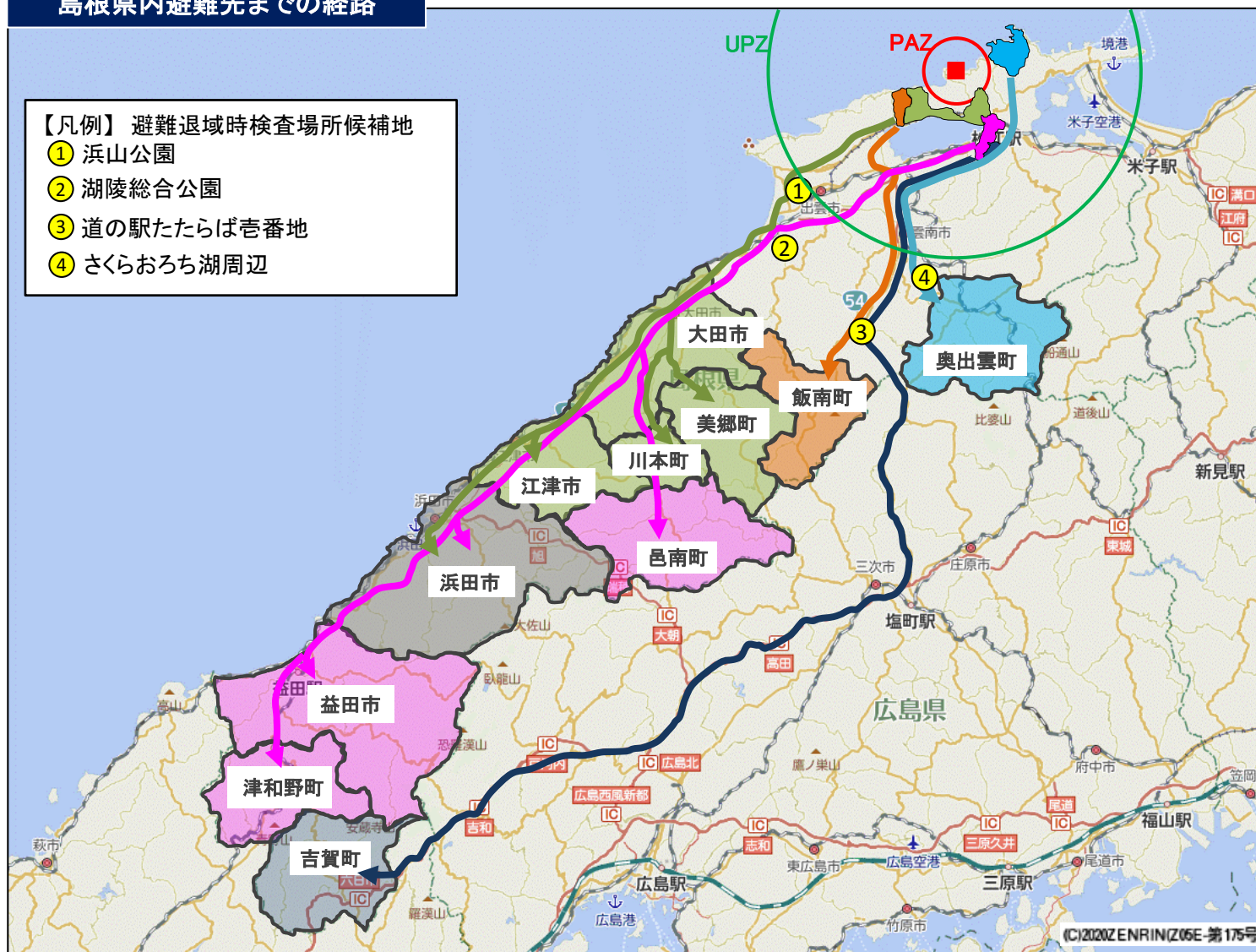
3-16 島根県松江市におけるUPZ内から避難先までの主な経路①

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

島根県内避難先までの経路

【凡例】 避難退域時検査場所候補地

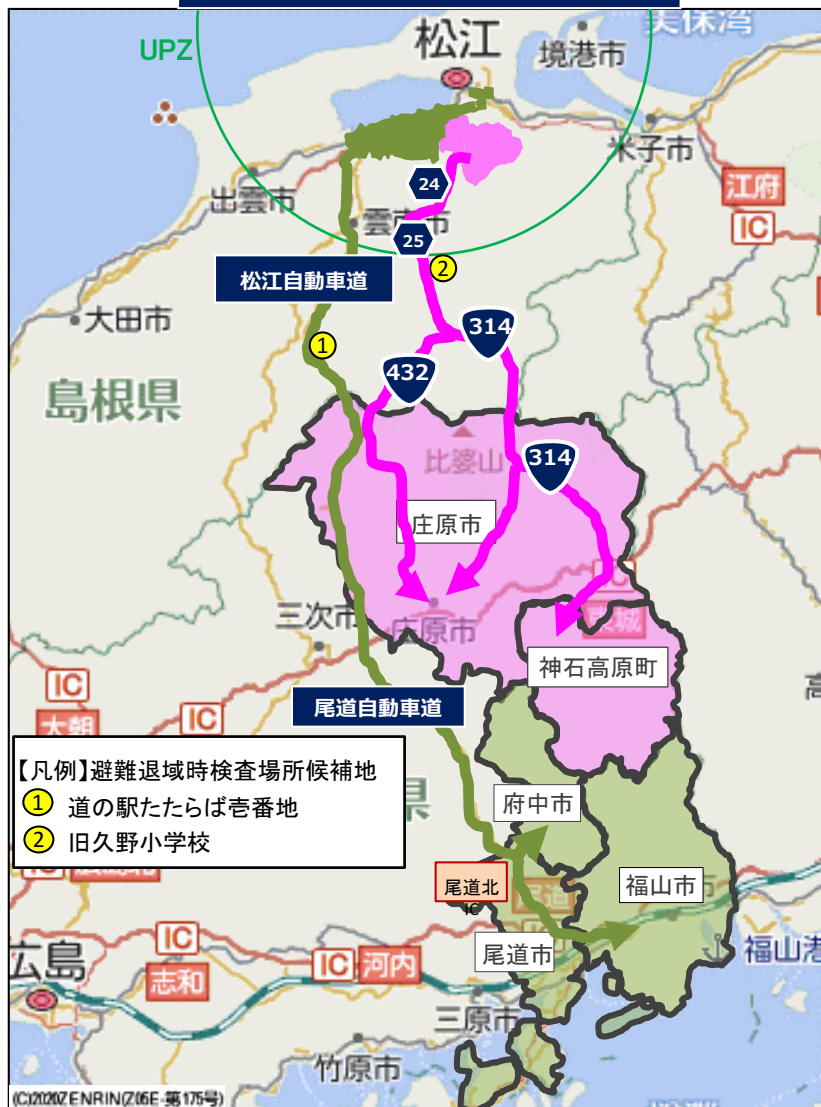
- ① 浜山公園
- ② 湖陵総合公園
- ③ 道の駅たたらば壱番地
- ④ さくらおろち湖周辺



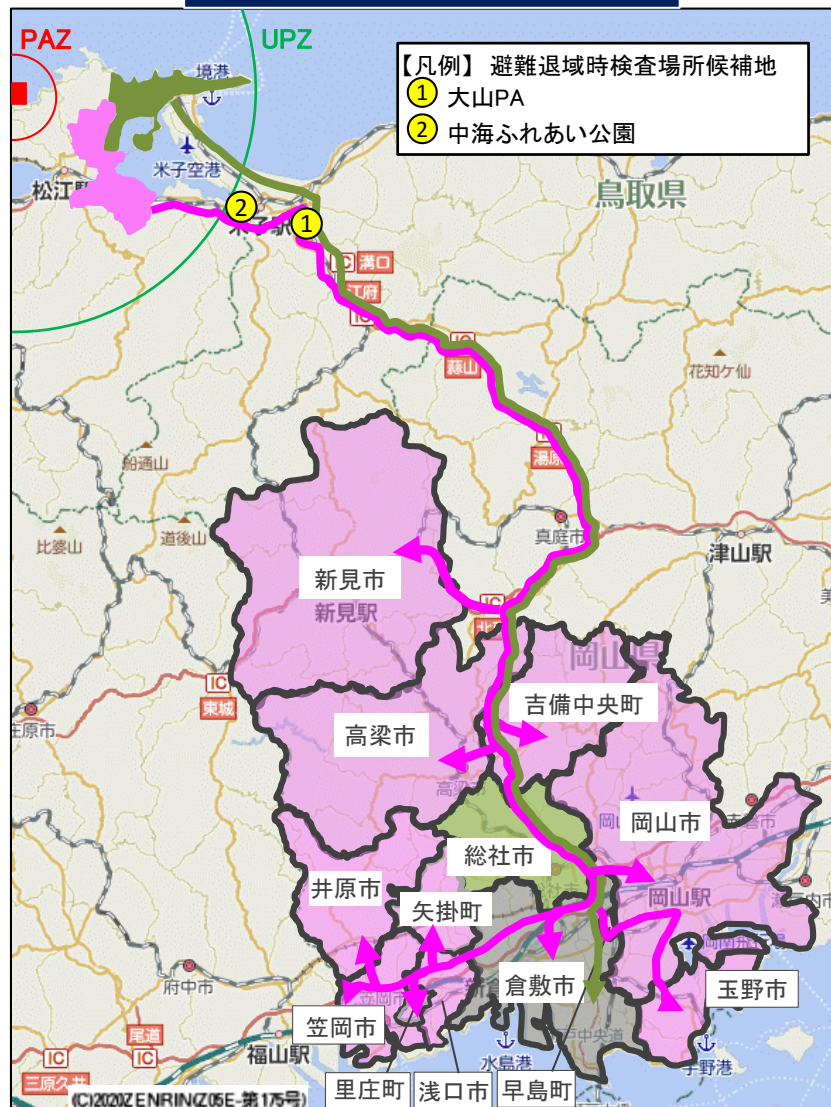
3-17 島根県松江市におけるUPZ内から避難先までの主な経路②

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

広島県内避難先までの経路



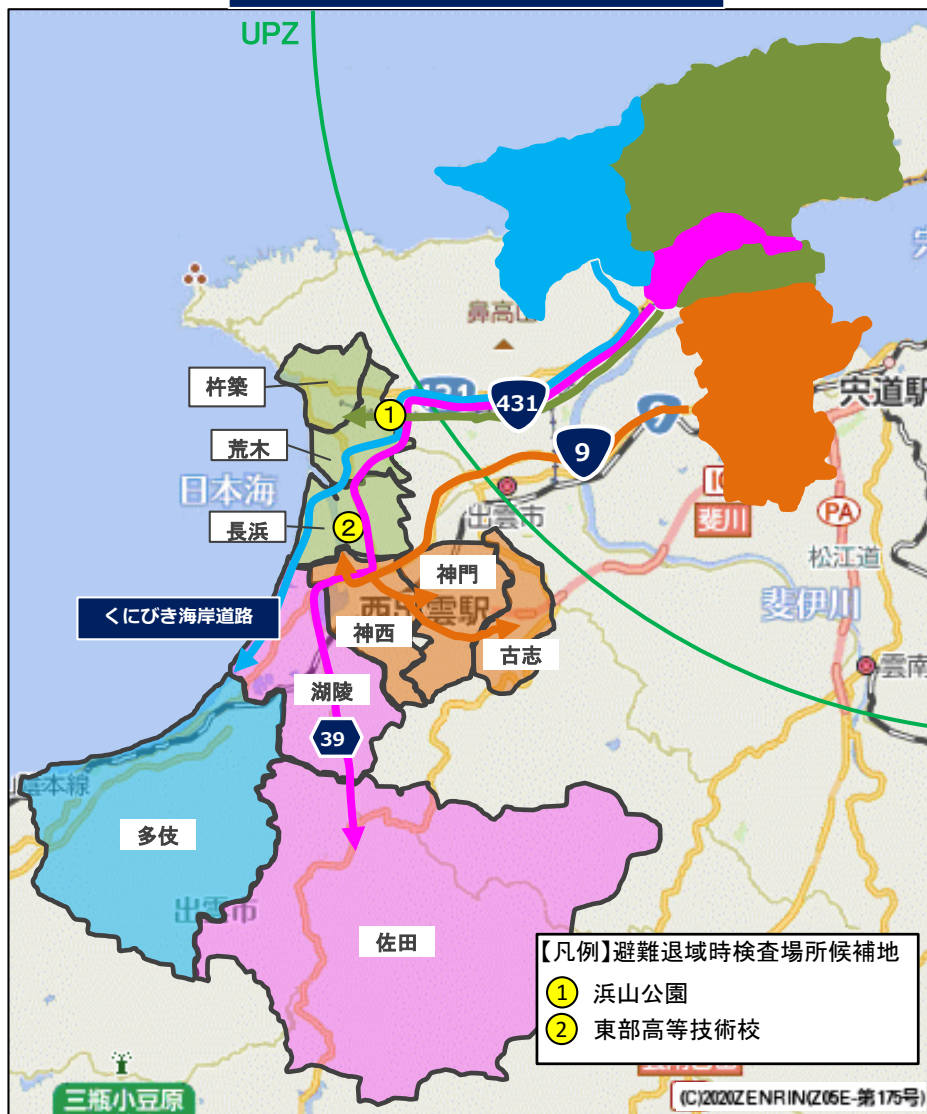
岡山県内避難先までの経路



3-18 島根県出雲市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

出雲市内避難先までの経路

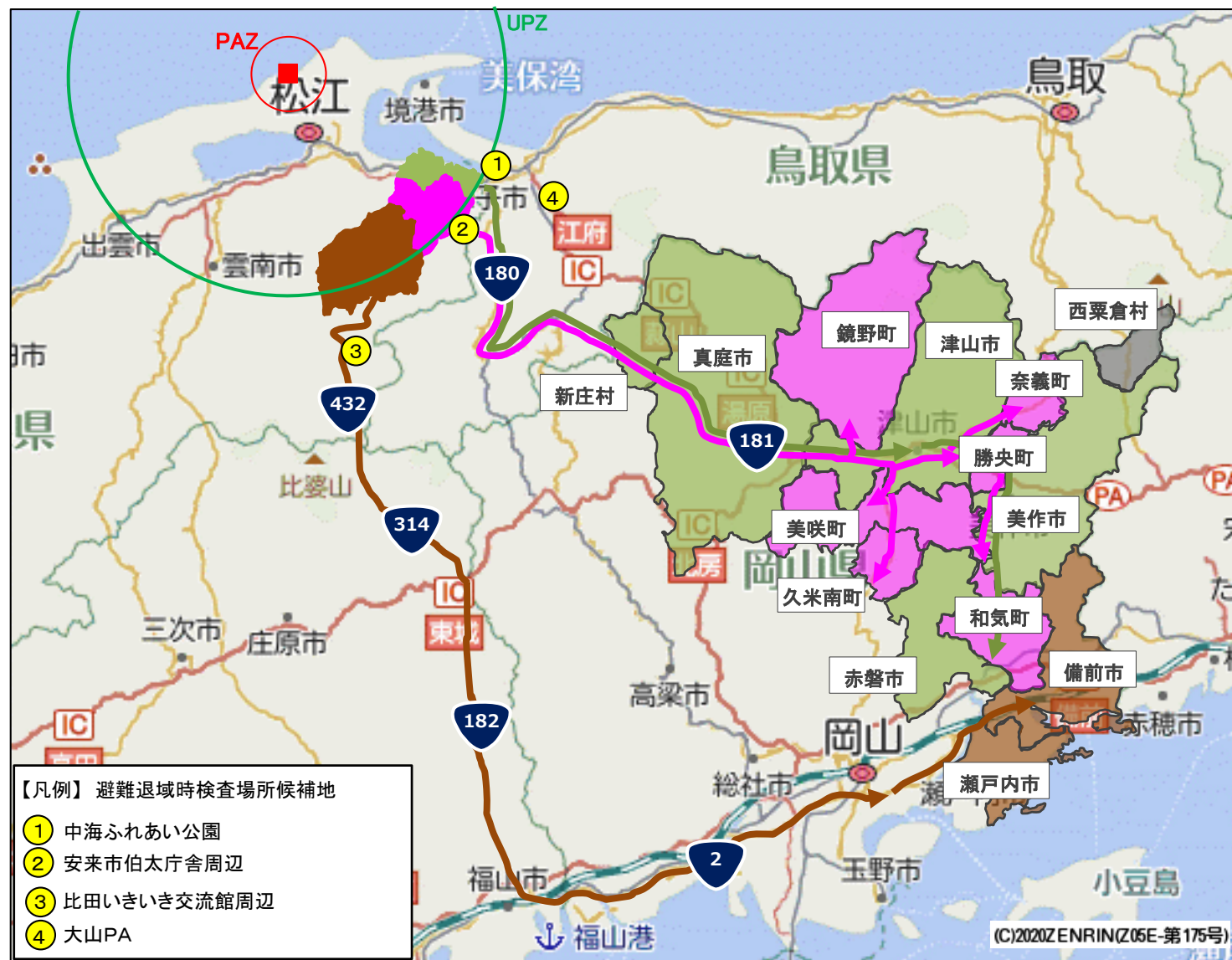


広島県内避難先までの経路



3-19 島根県安来市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



3-20 島根県雲南市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



3-21 鳥取県米子市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



3-22 鳥取県境港市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



3-23 避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送等により道路渋滞を把握し、県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

島根地域における交通対策

1. 交通誘導対策

- ・主要交差点等における警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

2. 交通広報対策

- ・道路管理者が管理する「道路情報板」及び警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- ・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
- ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

3. 交通規制対策

- ・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
- ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自動起動式発動発電機による応急復旧、警察官等による主要交差点等における交通規制により対応



- 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一齐に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。同システムの実効性を高めるため、信号制御機の高度化更新、交通流監視カメラ、自家発電機付信号機を順次整備。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、避難指示や道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとのモニタリング情報、避難指示、一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、道路の渋滞情報などを提供。

島根県



島根県警察本部



交通管制センター



島根県警察本部の交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を整備。システム上で選択した信号機を意図的に長い時間「青色灯火」にすることにより、避難車両の優先通行が可能



島根県避難ルートマップ

鳥取県



3-25 感染症流行下での防護措置

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

＜感染症流行下でのPAZの防護措置の例＞

		避難元		避難等の実施		避難先		
施設敷地緊急事態要避難者	感染者（重症者）						感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	感染者（軽症者等）	自宅等で避難準備	【SE】避難等開始	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
		それ以外の者※			放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➢ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。	➢ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	避難の実施により健康リスクが高まらない者	感染者（軽症者等）		バス避難者等の一時集結所等	➢ 密集を避け、極力分散して集合。	避難車両	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	避難所等
それ以外の者※		➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。				➢ 避難先施設では、密集を避ける。		
一般住民	感染者(軽症者等)		➢ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。		【GE】避難等開始	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。		➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
	それ以外の者※					➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。		➢ 避難先施設では、密集を避ける。

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防対策を徹底

※ 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

3-26 他の地方公共団体からの応援計画

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結。
- 関係市においても複数の応援協定を締結。

㊦中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㊦中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

①関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

①関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（平成24年10月25日）

【対象】

関西広域連合、鳥取県

【応援内容】

十分な応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施

㊦全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び幹旋
- ②物的支援及び幹旋
- ③施設又は業務の提供及び幹旋
- ④その他特に要請のあったもの

㊦原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

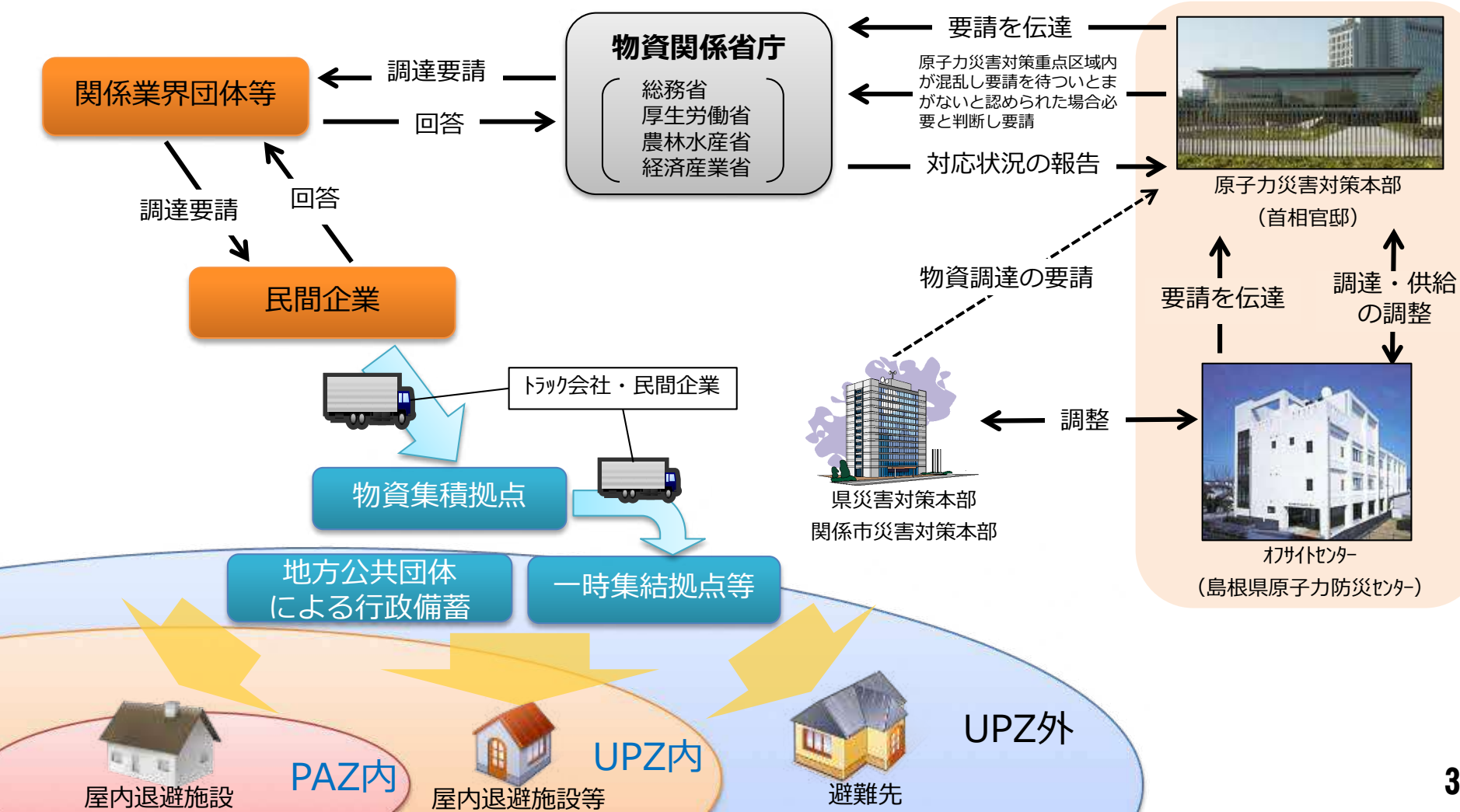
【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



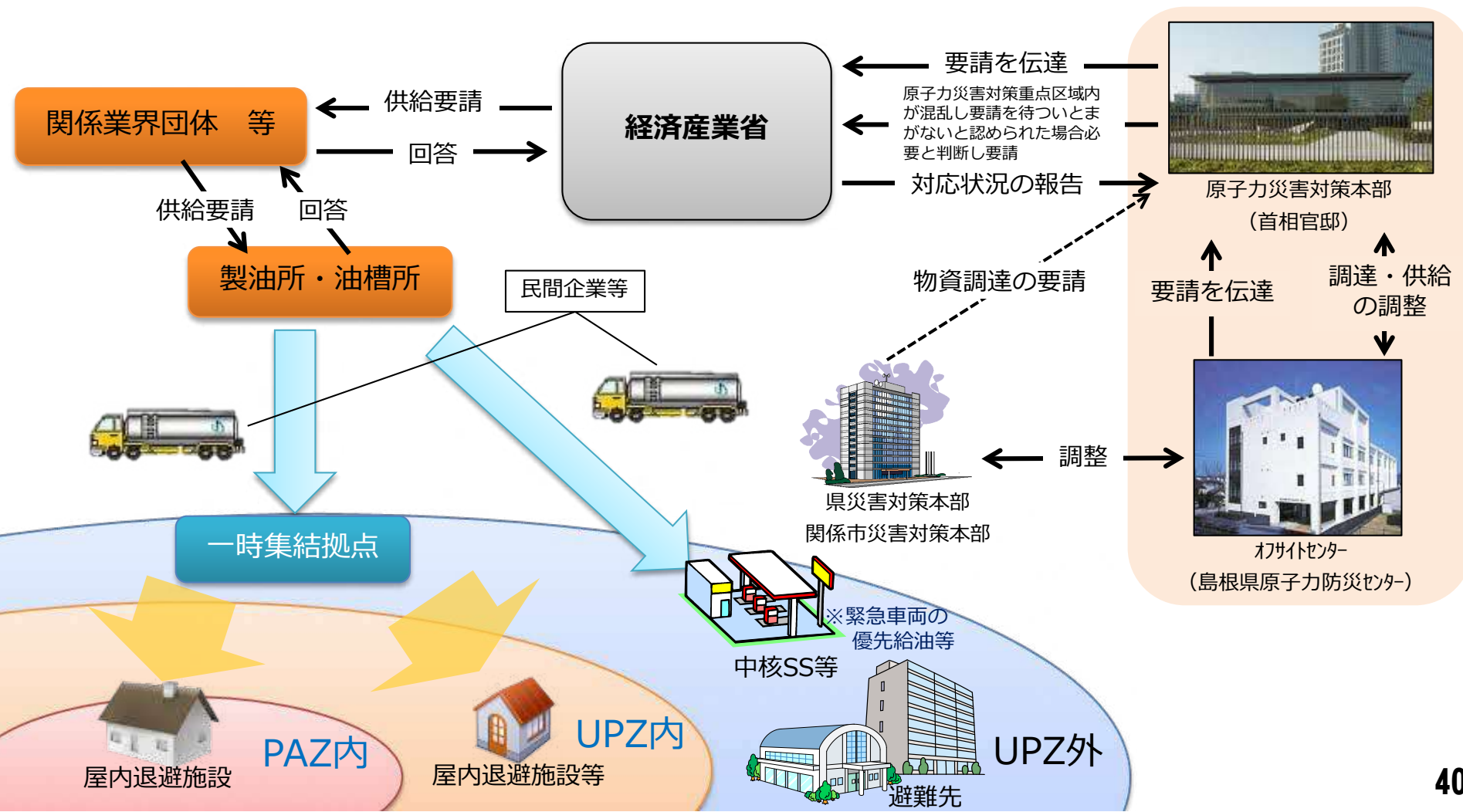
3-27 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。

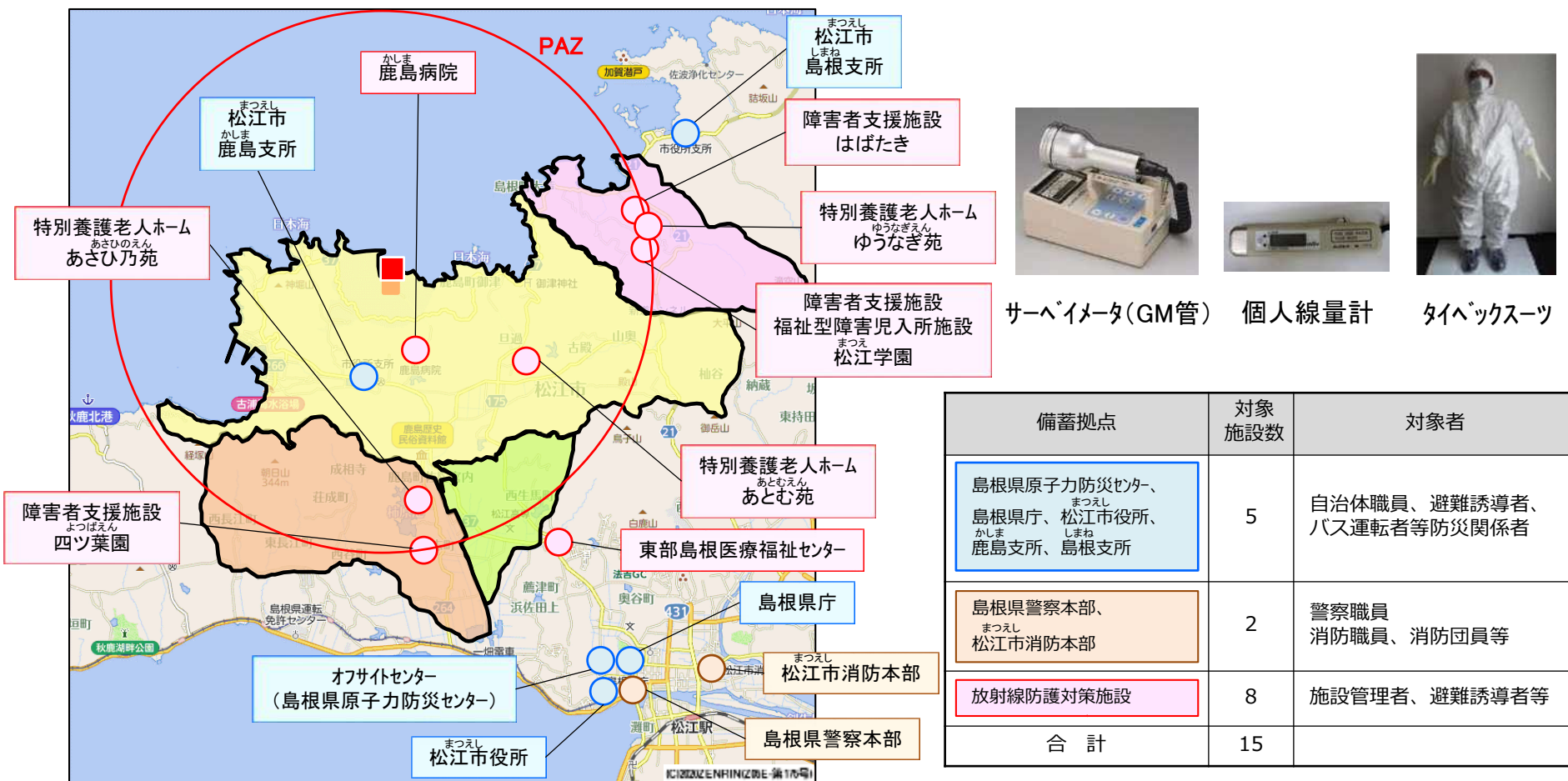


3-28 国による物資（燃料）の供給体制

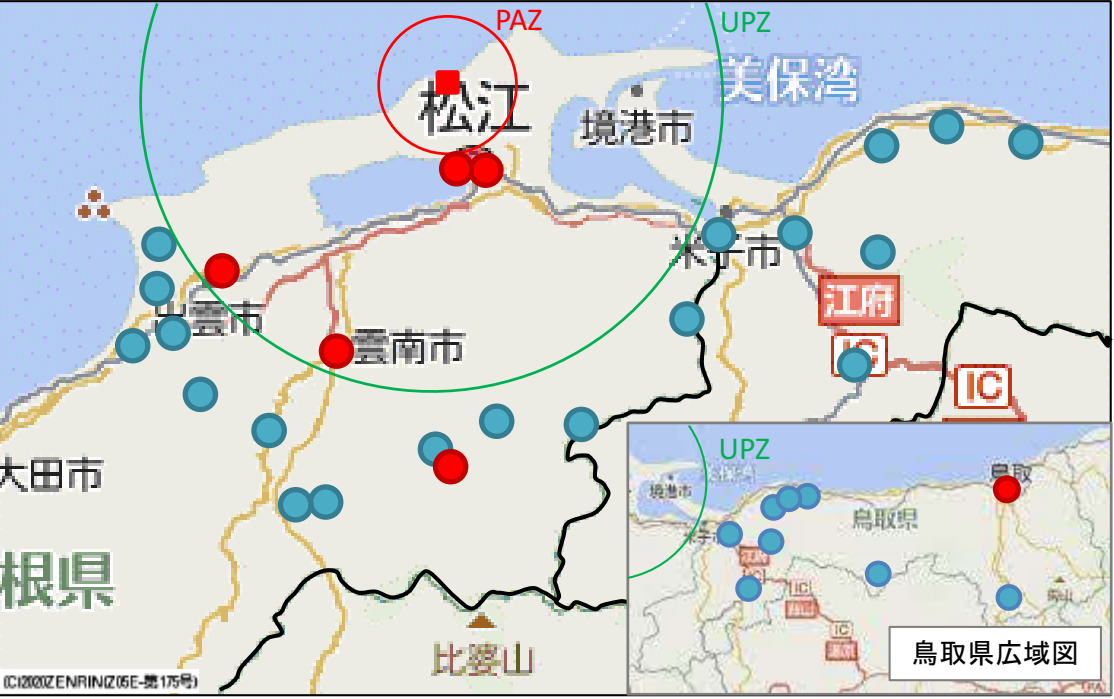
- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



- 島根県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員のほか、バス運転者、放射線防護対策施設の施設管理者、避難誘導者等向けに個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時には、これらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

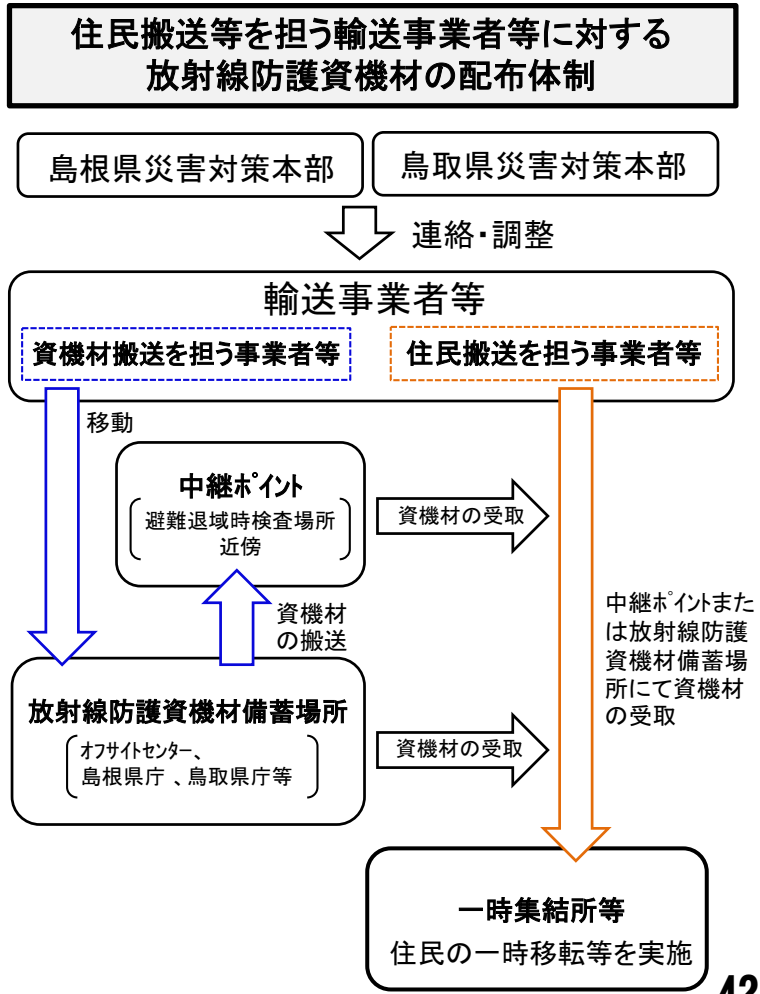


- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う機関には、緊急時に設置する中継ポイント(避難退域時検査場所近傍に設置)や放射線防護資機材備蓄場所で放射線防護資機材を配布。
- 中継ポイント等では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には、放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的を実施。



(凡例)

- : 放射線防護資機材(輸送事業者用)備蓄場所
- : 中継ポイント候補地(避難退域時検査場所の近傍)



- 緊急時モニタリング地点175地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。

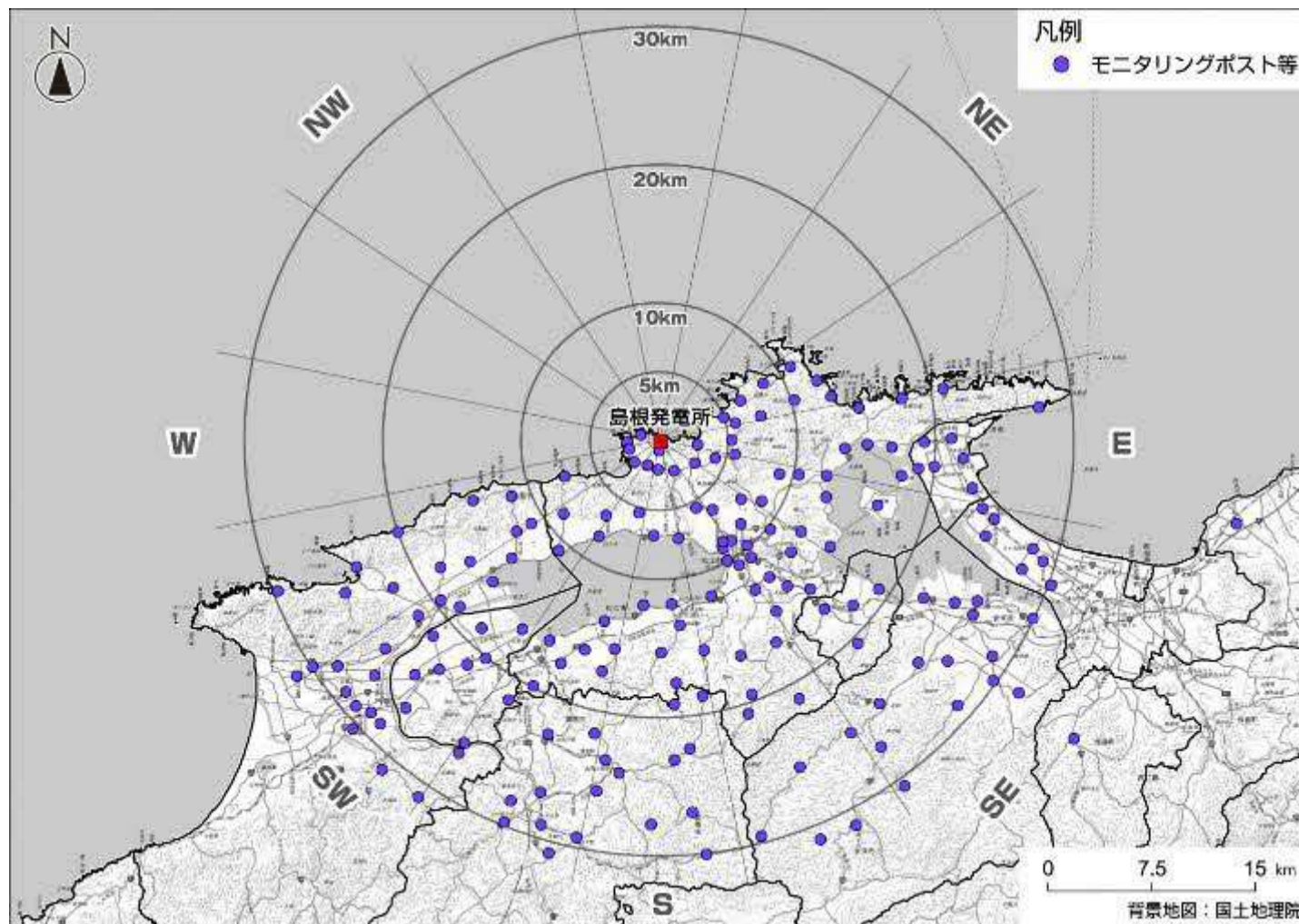
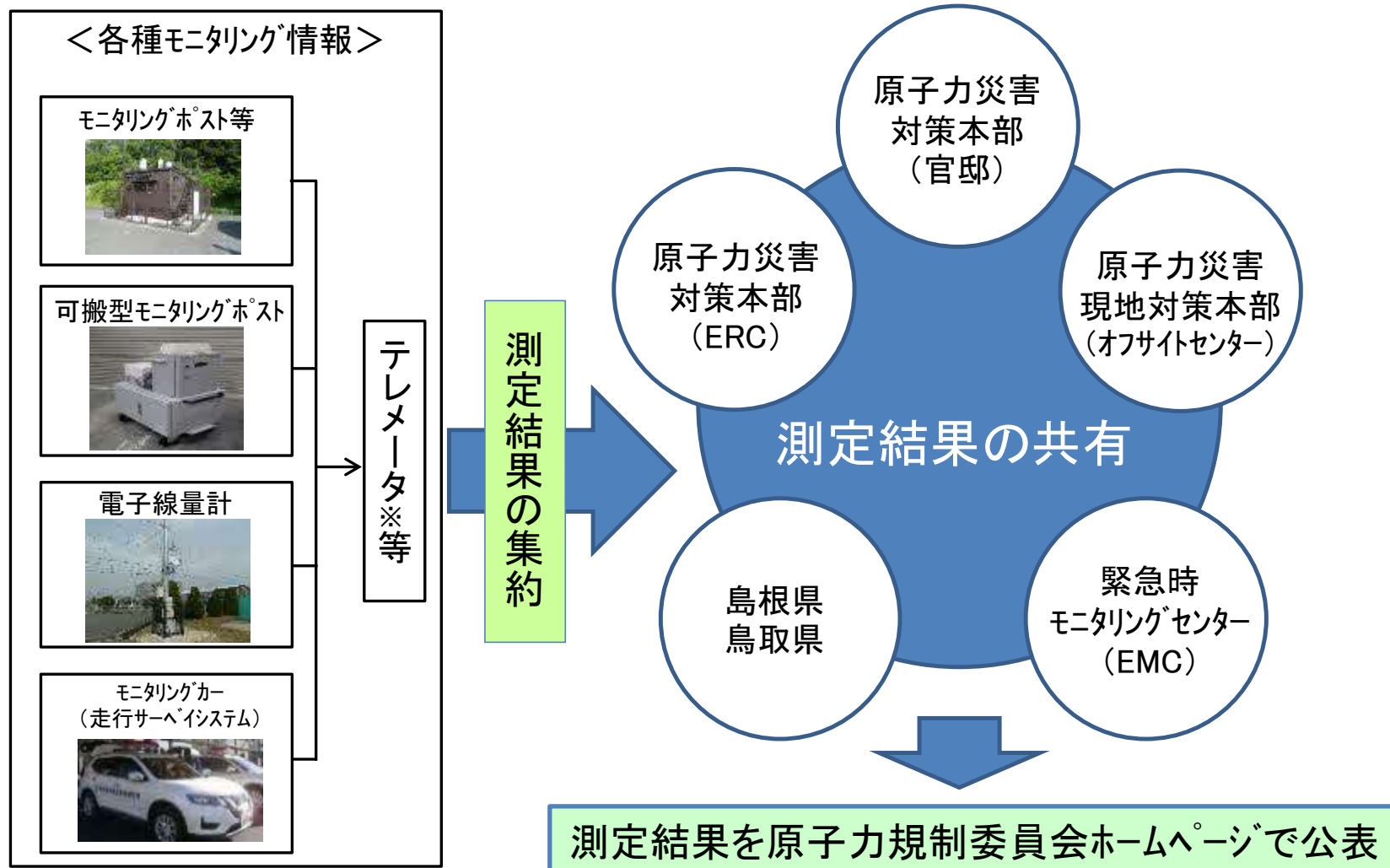


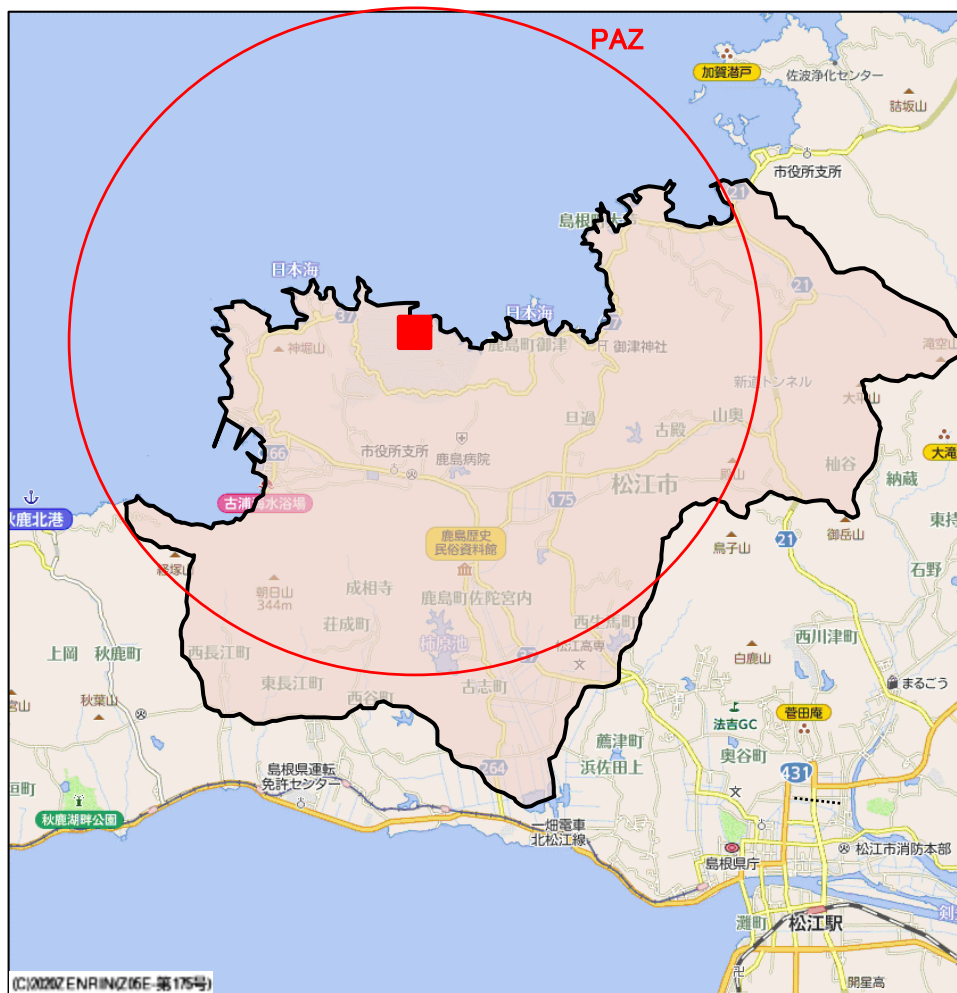
図 島根地域における緊急時モニタリング地点

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ：モニタリング情報収集装置

- 島根県及び松江市では「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、平時から安定ヨウ素剤を事前配布。
- 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。



＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

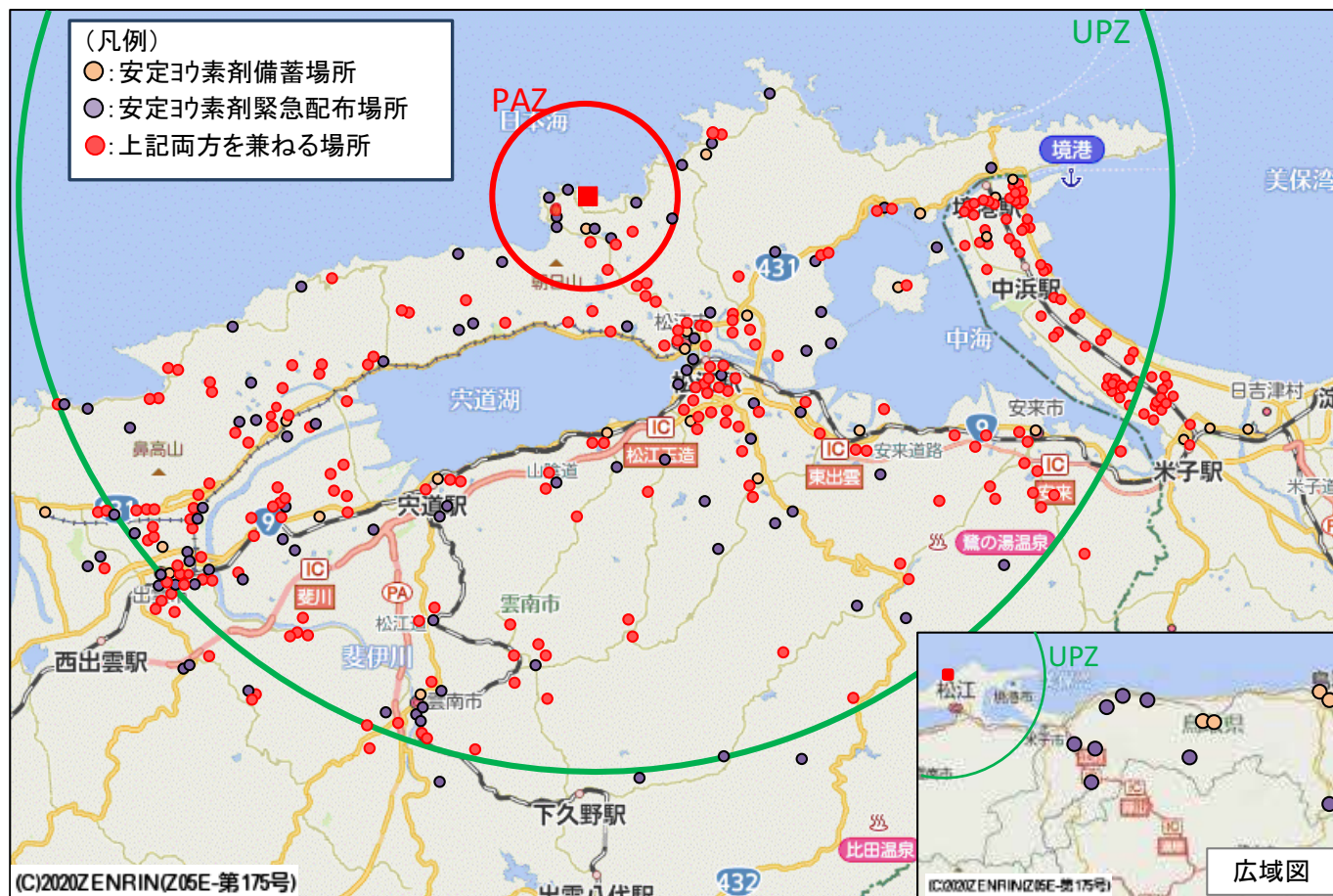
医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。



(事前配布説明会の様子)

3-34 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。
- 緊急配布が必要となった場合、自治体は備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

島根県: 195か所

鳥取県: 78か所

必要に応じて関係市等が
安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

島根県: 計266か所
(一時集結所等)

鳥取県: 計76か所
(一時集結所、避難退域時検査場所等)

3-35 避難退域時検査場所の候補地の設定

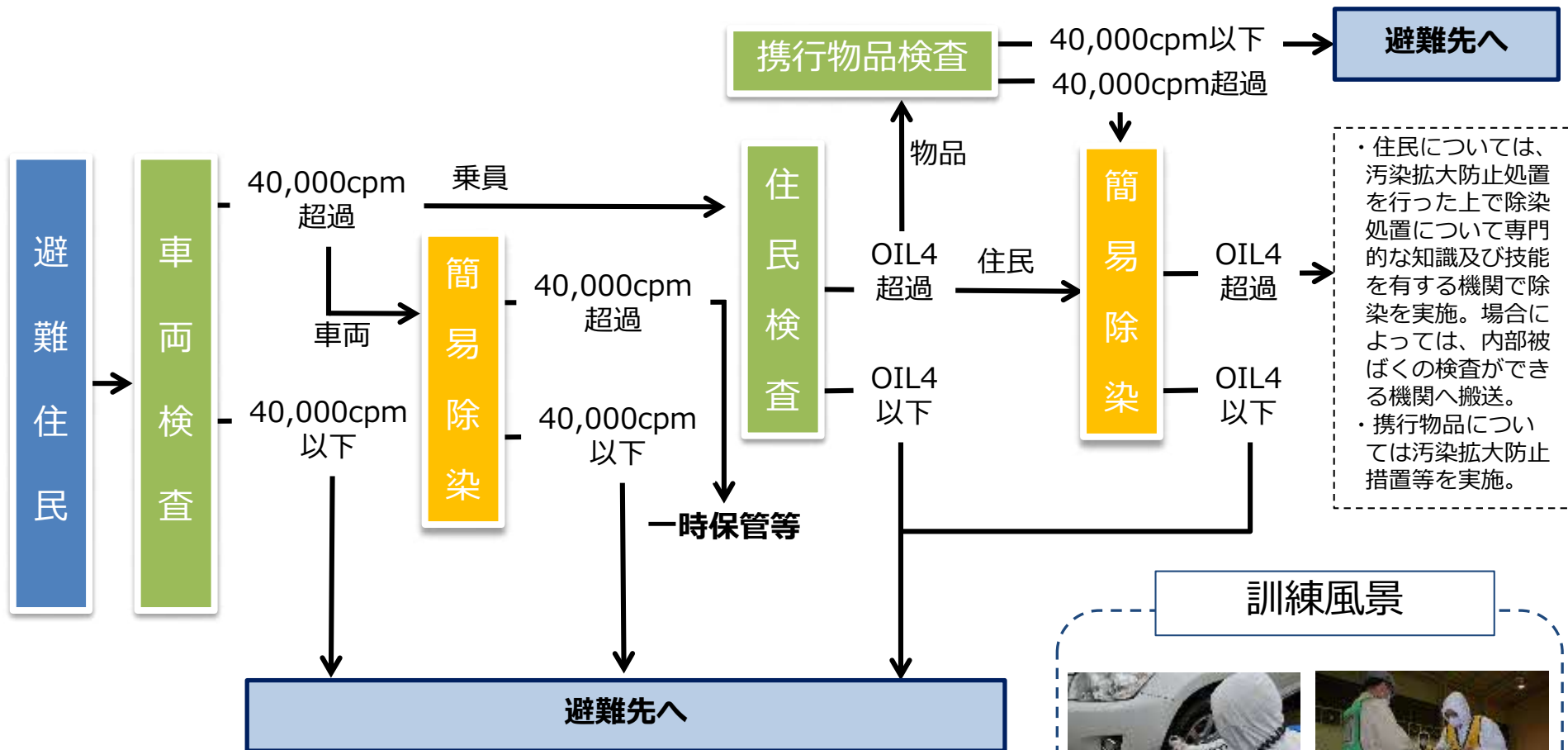
- 島根県、鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、候補地をあらかじめ準備。



※大山PAは、両県の避難退域時検査場所候補地

3-36 避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。



- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保

3-37 国の実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ**全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。**

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援



-
- 空路や海路による避難
- 空路や海路による避難
- 陸路による避難
- 日本海
- 穴道湖
- 松江市
- 中浜駅
- 境港
- 米子駅
- 安来市
- 雲南市
- 下久野駅
- 出雲八代駅
- 出雲市
- 西出雲駅
- 鼻高山
- 朝日山
- 山陰道
- 松江玉造
- 東出雲
- 安来道路
- 安来
- 米子道
- 満口
- 江府
- 南部町
- 上の台緑の村
- 比田温泉
- 鷹の湯温泉
- PAZ
- UPZ
- ＜凡例＞
- : 道路情報板設置箇所
 - : ヘリポート適地等
 - : 港湾・漁港
- IC 2020ZENRIN/205E-第175号

避難先又は陸路で避難可能な場所
までヘリコプターにより避難

- 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

- ◆ 島根地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体が実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も訓練等を通じて、国と関係自治体が一体となって継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。